

東北町過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

(案)

東北町過疎地域持続的発展計画

目 次

I 基本的な事項	
1 東北町の概況	1
(1) 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要	1
ア 自然的条件	
イ 歴史的条件	
ウ 社会的・経済的條件	
(2) 過疎の状況	4
ア 人口等の動向	
イ 対策	
ウ 現在の課題	
エ 今後の見通し	
(3) 社会経済的発展の方向の概要	4
ア 産業構造の変化	
イ 地域の経済的な立地特性	
ウ 上位・関連計画における位置付け	
エ 社会経済的発展の方向性	
2 人口及び産業の推移と動向	6
(1) 人口の推移と動向	6
(2) 産業の推移と動向	7
3 行財政の状況	9
(1) 行政	9
(2) 財政	9
(3) 施設整備水準の状況	10
II 過疎地域等の持続的発展の基本的な考え方	
1 地域の持続的発展の基本方針	12
2 地域の持続的発展のための基本目標	12
3 計画の達成状況の評価に関する事項	13
4 計画期間	13
5 公共施設等総合管理計画との整合	13
III 持続的発展のために実施すべき施策に関する事項	
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1) 現況と問題点	14
ア 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
イ 広域連携	
(2) その対策	15
ア 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
イ 広域連携	
(3) 計画	16

2	産業の振興	
(1)	現況と問題点	1 8
	ア 農林業及び畜産業	
	イ 水産業	
	ウ 商工業	
	エ 情報通信産業及びその他の産業の振興	
	オ 観光の開発	
(2)	その対策	1 9
	ア 農林業及び畜産業	
	イ 水産業	
	ウ 商工業	
	エ 情報通信産業及びその他の産業の振興	
	オ 観光の開発	
(3)	計画	2 2
(4)	産業振興促進事項	2 3
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	2 3
3	地域における情報化	
(1)	現況と問題点	2 4
(2)	その対策	2 4
(3)	計画	2 5
(4)	公共施設等総合管理計画との整合性	2 5
4	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	現況と問題点	2 6
	ア 町道等の交通施設の整備	
	イ 地域公共交通サービスの持続可能な提供	
(2)	その対策	2 6
	ア 町道等の交通施設の整備	
	イ 地域公共交通サービスの持続可能な提供	
(3)	計画	2 7
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	2 9
5	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	3 0
	ア 水道施設	
	イ 下水処理施設	
	ウ 環境衛生	
	エ 消防及び防災	
	オ 住宅	
	カ 交通安全及び防犯	
	キ 公園及び緑化	
	ク 公共施設	
(2)	その対策	3 2
	ア 水道施設	

イ	下水処理施設	
ウ	環境衛生	
エ	消防及び防災	
オ	住宅	
カ	交通安全及び防犯	
キ	公園及び緑化	
ク	公共施設	
(3)	計画	3 5
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	3 9
6	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	4 0
ア	子育て支援	
イ	高齢者福祉及び介護保険	
ウ	障害者福祉	
エ	地域福祉	
オ	健康づくり	
(2)	その対策	4 1
ア	子育て支援	
イ	高齢者福祉及び介護保険	
ウ	障害者福祉	
エ	地域福祉	
オ	健康づくり	
(3)	計画	4 3
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	4 6
7	医療の確保	
(1)	現況と問題点	4 7
(2)	その対策	4 7
(3)	計画	4 8
8	教育の振興	
(1)	現況と問題点	4 9
ア	幼児教育	
イ	学校教育	
ウ	社会教育及びスポーツ	
(2)	その対策	5 0
ア	幼児教育	
イ	学校教育	
ウ	社会教育及びスポーツ	
(3)	計画	5 1
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	5 2
9	集落の整備	
(1)	現況と問題点	5 3

(2)	その対策	5 3
(3)	計画	5 4
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	5 4

1 0 地域文化の振興等

(1)	現況と問題点	5 5
(2)	その対策	5 5
(3)	計画	5 6

1 1 再生可能エネルギーの利用の推進

(1)	現況と問題点	5 7
(2)	その対策	5 7
(3)	計画	5 8

1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1)	現況と問題点	5 9
	ア 自然環境の保全及び再生	
	イ 土地利用及び市街地整備	
	ウ 国際化及び多様性	
	エ まちづくり活動	
	オ 基金積立	
(2)	その対策	6 0
	ア 自然環境の保全及び再生	
	イ 土地利用及び市街地整備	
	ウ 国際化及び多様性	
	エ まちづくり活動	
	オ 基金積立	
(3)	計画	6 2

IV 過疎地域持続的発展特別事業

1	過疎地域持続的発展特別事業（再掲）	6 4
---	-------------------	-----

東北町過疎地域持続的発展計画

この計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第2条の規定に基づき公示された本町が、自立に向けて持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を実現することを目的として、法第8条の規定により必要な事項を定めたものである。

I 基本的な事項

1 東北町の概況

(1) 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

ア 自然的条件

① 位置と地勢

本町は、青森県の東部、上北地方のほぼ中央部に位置し、県東部の空の玄関口である三沢空港を有する三沢市、東北・北海道新幹線七戸十和田駅を有する七戸町及び地域の中心都市である十和田市に隣接しているほか、県都青森市、県南部地方の拠点都市である八戸市からも約40km圏内に位置するなど、恵まれた立地条件にある。

地勢は、東西30.3km、南北29.5km、総面積326.50km²の町で、八甲田山系の山々から続く丘陵地、台地が大部分を占めるほか、七戸川、砂土路川などの河川沿いに平坦地が広がっており、東部一帯には湖沼としては県内で最大、全国でも11番目の面積を誇る汽水湖の小川原湖がある。

本町北西部の旧東北町区域は、東西約27km、南北約21km、総面積207.23km²を有する平坦地が少ない地勢条件にあり、国有林を含む森林・原野及び農用地が総面積の約9割を占め、豊かな自然を生かした農林水産業が基幹産業の区域である。

本町南部の旧上北町区域は、東西約17km、南北約20km、総面積119.27km²を有するおおむね平坦な地勢条件にあり、総面積の半分以上を占める小川原湖での漁業をはじめ、農林水産業が基幹産業の区域である。

② 気候

気候は、太平洋気候に属しており、気象変化が激しく、なかでも6月、7月には霧雨を伴った偏東風（ヤマセ）のため気温の低い状態が続き、11月から4月にかけては北西の強い季節風が吹く。旧上北町区域は、八甲田山系に遮られるため降雪は少ないが、旧東北町区域は、積雪も多く寒さが厳しいことから特別豪雪地帯に指定されている。

イ 歴史的条件

① 沿革

旧上北町区域の沿革として、古屋敷貝塚遺跡に代表される縄文時代の遺跡や遺物が数多く発掘されており、古くから人々の生活が営まれていたことがうかがわれる。町の東部に広大な小川原湖を控え、一部丘陵地帯があるが、ほとんどが平坦の湿地帯である。古来不毛の土地といわれ、七戸城下に接する小川原湖沿岸線を利用して海運業をする状態であったために、町内の集落はこの沿線に沿って点在し、生計のための生業程度であったことは元弘、建武年間の文献によって確認されている。

集落の誕生は遠く平安中期頃と推定されるが、当時朝廷の拓殖事業が漸次東北地方に浸潤し、特に北奥羽の土地は有望視され産業の開発と畜産事業の奨励等がなされ、特に

馬産地として名馬の産出で著名となった。

その後、安倍氏、奥州藤原氏、南部氏の支配と影響を受け、文政2年（1819年）、七戸藩の成立とともに七戸藩の支配下に入った。

明治4年、廃藩置県により七戸県支配となったが、同年9月弘前県に統合され、県庁が青森に移り青森県となり、七戸支庁の管下となった。

明治6年に大政官公布に基づいて大小区政が施行され、第7大区3小区に属した。

明治22年の町村制施行とともに「大浦村」、「上野村」、「新館村」の3村が合併して「浦野館村」が誕生し、昭和33年の町制施行により「上北町」が誕生した。

旧東北町区域の沿革として、先土器時代の石器が長者久保で発見されたほか、縄文式土器や石器などの遺物が黒志多、田ノ沢など町内の各地から発見され、すでに先住民族が住んでいたことが知られる。

平安初期の征夷大將軍坂上田村麻呂による「蝦夷征伐」の後、弘仁2年（811年）には、文室綿麻呂による仁左平（岩手県二戸郡）、都母（本町付近）の討伐が終了し、律令政府の勢力がこの地にも及ぶようになった。この都母の蝦夷を討った坂上田村麻呂が「日本中央」の文字を刻んだとされる「つぼのいしぶみ」が昭和25年6月に本町の石文集落付近から発見されている。

本町の地名である甲地の名の起こりは、アイヌ語でカッチウ、すなわち投鎗、または攻戦のことを意味し、都母民族が投鎗を持って勇敢に戦ったところ、あるいは投鎗のあるところからの起因と解されている。

その後、安倍氏、奥州藤原氏、南部氏の支配と影響を受け、文政2年（1819年）、七戸藩の成立とともに七戸藩の支配下に入った。

明治4年、廃藩置県により七戸県支配となったが、同年9月弘前県に統合され、県庁が青森に移り青森県となり、七戸支庁の管下となった。

明治6年に大政官公布に基づいて大小区政が施行され、第7大区2小区に属した。

明治11年には、郡制が施行され上北郡甲地村と称し、明治22年町村制施行とともに「甲地村」となり、役場が保戸沢集落に設けられ、昭和13年には役場が旧東北町区域にある現在の分庁舎に移転され、昭和38年11月1日町制施行により「東北町」が誕生した。

そして、平成17年3月31日に「上北町」、「東北町」の2町による合併が実現し、新「東北町」が誕生した。

ウ 社会的・経済的条件

① 人口

本町の人口（国勢調査）は、昭和55年において22,587人、平成2年には21,553人、平成17年には20,016人、平成27年には17,955人、令和2年10月1日現在は16,428人と減少を続けている。（表1-1）

② 土地利用

令和7年において、本町の総面積は32,650haで、その73.5%にあたる24,009haが国有林を含めた山林・原野・その他となっている。農用地（田・畑）は7,842ha（24.0%）、宅地799ha（2.5%）となっており、土地利用の大部分が山林や農用地等になっている。農家戸数の減少や耕作放棄等により農用地から宅地への転用はみられるものの、土地利用は極めて低い状況にある。

③ 産業

東北町全体の令和2年における産業別就業人口及び構成比率は、第1次産業2,080人(23.8%)、第2次産業1,964人(22.5%)、第3次産業4,686人(53.7%)となっている。第1次産業の就業人口は、平成17年から減少傾向にあり、令和2年では2,080人と188人の減少(平成27年比)となっている。第2次産業も平成17年から減少傾向にあり、令和2年では1,964人と123人の減少(平成27年比)となっている。また、第3次産業は37人の増加(平成27年比)となっている。(表1-2)

構成比は、第1次産業及び第2次産業とも減少傾向にあり、第3次産業は増加している。ただ、青森県全体の構成比とそれぞれ比較すると、第1次産業が大幅に上回っており、第1次産業が盛んな構造となっている。(表1-3)

表1-1 人口の推移① (単位:人・%)

区分	昭和55年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	22,587	21,553	21,270	20,591	20,016	19,106	17,955	16,428
増減数	—	△1,034	△1,317	△1,996	△2,571	△3,481	△4,632	△6,159
増減率	—	△4.6	△5.8	△8.8	△11.4	△15.4	△20.5	△27.3

※増減率は、昭和55年との比較である。

(資料:国勢調査)

表1-2 土地利用の状況 (単位:ha)

区分	田	畑	宅地	山林	原野	その他	総面積 (合計)
平成27年	3,488	4,582	724	11,172	3,203	9,481	32,650
令和2年	3,437	4,459	763	11,247	3,239	9,505	32,650
令和7年	3,407	4,435	799	11,219	3,174	9,616	32,650

(資料:固定資産概要調書)

表1-3 産業別就業人口 (単位:人、%)

区分	総数			第1次産業		第2次産業		第3次産業	
	増減率	構成比		構成比		構成比		構成比	
平成17年	10,010	—	100.0	2,714	27.1	2,412	24.1	4,884	48.8
平成22年	9,352	△6.6	100.0	2,503	26.8	2,107	22.5	4,742	50.7
平成27年	9,004	△10.0	100.0	2,268	25.2	2,087	23.2	4,649	51.6
令和2年	8,730	△12.8	100.0	2,080	23.8	1,964	22.5	4,686	53.7
(参考) 令和2年 青森県全体	602,391	100.0	100.0	67,001	11.1	118,134	19.6	417,256	69.3

※第3次産業は分類不能の産業を含む。

(資料:国勢調査)

※四捨五入の関係により、合計値が一致しない場合がある。

※増減率は、平成17年との比較である。

(2) 過疎の状況

ア 人口等の動向

東北町全体の人口は年々減少を続け、令和3年4月1日には旧東北町区域が一部過疎地域の指定を受け、令和2年国勢調査の結果に基づき、令和4年4月1日に東北町全域が全部過疎地域の指定を受けている。

東北町全体の人口は、昭和55年に22,587人から、平成2年には21,553人(△1,034人、△4.6%)、平成17年には20,016人(△2,571人、△11.4%)、平成27年には17,955人(△4,632人、△20.5%)、令和2年には16,428人(△6,159人、△27.3%)と減少を続けている。

また、年齢別の人口推移をみると、人口総数は昭和55年から令和2年までの45年間に27.3%減少している中、65歳以上の高齢化率は9.5%(昭和55年)から38.4%(令和2年)に著しく増加していることから、人口減少及び高齢化の進行により過疎化が進んでいる。

(表1-1、表1-4)

イ 対策

人口減少等の過疎対策として、出生率の向上によって人口減少に歯止めをかけ、転出の抑制と転入の増加による人口規模の確保と安定を図ることが必要である。

そのためには、第3次東北町総合振興計画の基本構想で掲げる目指すべき将来像を基軸として、第3期東北町総合戦略前期戦略における4つの戦略を柱とした各施策を推進する必要がある。

また、過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき策定する東北町過疎地域持続的発展計画の各分野に掲げる事業について、関係機関と連携を図りながら、人口減少対策に結びつく事業として効果的に実施していくことが必要である。

ウ 現在の課題

本町では、生産年齢人口の減少に伴い就業者数が減少し、生産性が停滞した状態が続くことにより、地域経済がマイナス成長に陥り経済規模の縮小が見られ、さらに労働力人口の縮小に伴う経済の縮小スパイラルに陥るリスクがある。

また、本町の主産業である農業の後継者不足による耕作放棄地や休耕地の増加、地域経済の縮小に伴う事業経営の停滞など、様々な分野において就業者不足や経済人口の減少による影響が懸念されている。

エ 今後の見通し

本町においては、自然減と社会減の状況が続いており、このまま少子高齢化、人口減少が進行すると、医療・福祉等のサービス、地域の活力及び集落機能の維持が困難となり孤立する世帯が増加するなど、地域コミュニティが損なわれる可能性が懸念されることから、各分野と連携を図りながら効果的な対策を講じながら、人口減少の進行を逡減させていくことが必要である。

(3) 社会経済的発展の方向の概要

ア 産業構造の変化

本町の令和2年の就業人口は、8,730人となっており、平成17年から令和2年までの15年間で1,280人(△12.8%)の減少となっている。

また、産業別人口では、第1次産業は634人(△23.4%)、第2次産業は634人(△18.6%)、第3次産業は198人(△4.1%)の減少となっており、就業人口比率は、第3次産業が第1次

産業及び第2次産業からの移行により増加している。

本町の産業別総生産額は、平成17年度総生産額と令和2年度総生産額を対比すると、43億4,800万円(△8.1%)減少となっており、産業別では第1次産業が6.1%の減少、第3次産業が11.5%の減少に対して、第2次産業が2.5%の増加となっている。

人口及び就業人口は減少しているが、第1次産業の産業別総生産額の農業は増加しており、土地利用や就業人口の構成比などから、依然として農業を中心とした産業構成となっており、農業等の振興が強く求められている。

また、本町が有する豊かな自然や豊富な湯量を誇る温泉、四季折々の祭りやイベントなど、多彩で魅力ある観光資源や地域資源を最大限に生かし、本町ならではの強みやこれまでの取組を生かすとともに、新たな価値の創造と町外への魅力発信を行い、様々な社会環境の変化に対応した施策を展開していくことが求められている。

イ 地域の経済的な立地特性

本町は、県東部の中心都市である十和田市や青森県の空の玄関口である三沢空港を有する三沢市に隣接し、青森市まで車で約1時間、八戸市まで約45分と比較的近く、恵まれた立地条件にあるほか、青い森鉄道の小川原駅、上北町駅、乙供駅、千曳駅の4つの駅があり、交通の利便性が高い地域である。

また、平成22年度には隣接する七戸町に東北新幹線七戸十和田駅が開業したほか、平成24年度には上北自動車道の一部である上北道路、平成30年度には上北天間林道路が開通し、高速交通網も容易に利用できる環境である。

ウ 上位・関連計画における位置付け

① 青森県基本計画『青森新時代』への架け橋

本計画では、「AX～青森大変革」を基本理念に掲げ、めざす姿の実現に向けて、7つの政策テーマと政策・施策体系を設定し、各地域の現状や動向を踏まえ地域別取組方針に沿って取組を推進している。

また、人口減少に伴う様々な課題を乗り越え、持続可能な社会をつくり、青森県が持つ価値や魅力を次の世代に確実につないでいくため、社会経済環境の変化にしっかりと対応するとともに、これまで築いてきた社会基盤や地域特性を生かしながら、あらゆる主体と連携・協働し、未来を見据え、新しい青森県づくりを進めることが重要であるとしている。

本県における最重要課題である人口減少、少子高齢化に対し、持続的な経済活動及び生活を維持し、本県の地域活力を発展させるため、本町においても共通認識のもと、青森県基本計画を踏まえ、県内の市町村と連携・協働して取組を進めることとしている。

② 上十三・十和田湖広域定住自立圏構想

上十三地域に属する、本町・十和田市・三沢市・野辺地町・七戸町・六戸町・横浜町・おいらせ町及び六ヶ所村並びに秋田県小坂町の10市町村は、地理的、歴史的な結びつきが深く、一体的な生活圏を形成しており、平成24年度に上十三・十和田湖広域定住自立圏形成協定を締結し、その協定に基づき、定住自立圏共生ビジョンを策定している。

本圏域では、人口減少や少子高齢化が進むなか、単独での行政維持が難しくなることを想定し、相互に役割を分担・補完しながら様々な課題や取組に対して、広域的な連携・協力のもと、分野ごとの政策の展開により地域住民の生活機能を確保し、持続的な行政運営を図っていくこととしている。

③ 新むつ小川原開発基本計画

本町は、むつ小川原開発地区を中心とするむつ小川原地域（12市町村で構成）にあり、環境・エネルギー関連産業や原子燃料サイクル関連企業など、多角的な企業立地を促進することにより、この開発効果が広く波及することを期待しながら地域総合開発を促進していくこととしている。

エ 社会経済的発展の方向性

本町の社会経済的発展の方向として、県や関係市町村と連携を図りながら、本町が有する特色のある農林水産業、恵まれた立地条件と交通環境、緑と水の豊かな自然、温泉や各種イベントなど多彩な観光・交流資源などを生かし、新たな価値の創造と発信による各産業の振興を図り、地域が持続的に発展する施策を展開することが必要である。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と動向

東北町全体の人口は、令和2年10月1日現在で16,428人であり、昭和55年から令和2年までの人口の推移は減少傾向となっている。

年齢階層別の中では、14歳以下の年少人口の減少が最も著しく、昭和55年から令和2年までの間に68.7%減少している。また、15歳～64歳の年齢階層では43.8%減少しているのに対し、65歳以上は194.7%の増加となっており、少子高齢が進行している状況となっている。（表1-1、表1-4）

今後の人口見通しでは、総人口は減少を続け、令和32年（2050年）には1万人を下回る9,111人になる見通しであり、生産年齢人口においては、令和17年（2035年）以降は老年人口を下回ると推計されており、経済規模の縮小や生活規模の縮小など、人口減少が地域にもたらす「縮小」の影響は深刻であり、避けられない問題となっている。（表1-5）

このような状況下において、今後は、少子化対策の推進を図り、子どもを産み育てやすい環境を整えるとともに、産業・観光の振興や生活環境の充実などにより町の魅力度を高め、より多くの人々が定住できる環境づくりを行うことが重要である。

表1-4 人口の推移②

区 分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 22,587	人 21,553	% △4.6	人 20,016	% △11.4	人 17,955	% △20.5	人 16,428	% △27.3
0歳～14歳	5,501	4,285	△22.1	2,693	△51.0	2,008	△63.5	1,721	△68.7
15歳～64歳	14,948	14,248	△4.7	12,053	△19.4	9,844	△34.1	8,403	△43.8
うち15歳～ 29歳（a）	4,803	3,567	△25.7	2,789	△41.9	1,973	△58.9	1,603	△66.6
65歳以上（b）	2,138	3,020	41.3	5,270	146.5	6,103	185.5	6,304	194.7
（a）／総数 若年者比率	% 21.3	% 16.5	—	% 13.9	—	% 11.0	—	% 9.8	—
（b）／総数 高齢者比率	% 9.5	% 14.0	—	% 26.3	—	% 34.0	—	% 38.4	—

※増減率は、昭和55年との比較である。

（資料：国勢調査）

表 1-5 将来人口の見通し（東北町人口ビジョン）

単位：人

区分	令和 2 年 (2020)	令和 7 年 (2025)	令和 12 年 (2030)	令和 17 年 (2035)	令和 22 年 (2040)	令和 27 年 (2045)	令和 32 年 (2050)
年少人口 0 歳～14 歳	1,721 —	1,503 △218	1,294 △427	1,080 △641	942 △779	826 △895	722 △999
生産年齢人口 15 歳～64 歳	8,403 —	7,387 △1,016	6,597 △1,806	5,866 △2,537	5,004 △3,399	4,326 △4,077	3,681 △4,722
高齢人口 65 歳以上	6,304 —	6,246 △58	5,982 △322	5,677 △627	5,469 △835	5,079 △1,225	4,708 △1,596
総人口	16,428 —	15,136 △1,292	13,873 △2,555	12,624 △3,804	11,414 △5,014	10,231 △6,197	9,111 △7,317

※上段は、推計人口。下段は、令和 2 年との比較増減である。（資料：東北町人口ビジョン）

※推計値は、小数点以下第 1 位を四捨五入した値であるため、年齢 3 区分別人口の合計と総人口は、必ずしも一致しない。

※推計値は、国立社会保障・人口問題研究所推計に準拠した国提供のワークシートにより推計。

（２） 産業の推移と動向

本町の令和 2 年における産業別就業人口及び構成比率は、第 1 次産業 2,080 人（23.8%）、第 2 次産業 1,964 人（22.5%）、第 3 次産業 4,686 人（53.7%）、総数は 8,730 人となっている。（表 1-6）

就業人口の推移は、平成 17 年と令和 2 年を比較すると、平成 17 年は 10,010 人であったが、令和 2 年には 8,730 人となり、15 年間で 1,280 人（△12.8%）減少している。

産業別就業人口比率の推移は、平成 17 年と令和 2 年を比較すると、第 1 次産業が 23.4%の減少、第 2 次産業が 18.6%の減少、第 3 次産業が 4.1%減少している。

第 1 次産業就業人口比率が減少している主な要因としては、従業者の減少や高齢化の進行、後継者不足、兼業化などが挙げられる。

第 2 次産業と第 3 次産業も就業人口は減少傾向にあるものの、第 3 次産業については、就業人口比率が増加傾向となっていることから、第 1 次、第 2 次産業から多様な業種がある第 3 次産業への転換が進んでいる。

就業人口の減少に伴い、生産状況も平成 17 年度と比較して減少している状況であるが、平成 22 年度から令和 2 年度までは横ばいの状況であり、就業人口の減少状況にあっても、各産業分野で様々な取組を行いながら生産性を維持している。（表 1-7）

今後も、就労人口の減少は続くものと予想されるが、各産業分野の生産性を維持していくため、農林水産業や商工業に対する支援や各産業を支える就業者の就労環境などを整え、地域経済の好循環につながる対策を講じていくことが重要である。

表 1-6 産業別就業人口の動向

単位：上段 人、下段 %

区 分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数 構成比	増減数 増減率	実数 構成比	増減数 増減率	実数 構成比	増減数 増減率	実数 構成比	増減数 増減率
総数	10,010 100.0	—	9,352 100.0	△658 △6.6	9,004 100.0	△1,006 △10.0	8,730 100.0	△1,280 △12.8
第 1 次産業 就業人口比率	2,714 27.1	—	2,503 26.8	△211 △7.8	2,268 25.2	△446 △16.4	2,080 23.8	△634 △23.4
第 2 次産業 就業人口比率	2,412 24.1	—	2,107 22.5	△305 △12.6	2,087 23.2	△325 △13.5	1,964 22.5	△448 △18.6
第 3 次産業 就業人口比率	4,884 48.8	—	4,742 50.7	△142 △2.9	4,649 51.6	△235 △4.8	4,686 53.7	△198 △4.1

※増減率は、平成 17 年との比較である。

(資料：国勢調査)

表 1-7 産業別総生産

区分	平成 17 年度		平成 22 年度		平成 27 年度		令和 2 年度	
		構成比		構成比		構成比		構成比
第 1 次産業	9,744	18.2	8,618	17.7	8,861	18.0	9,154	18.6
農業	7,941	14.8	6,763	13.9	7,781	15.8	8,693	17.7
水産業	1,488	2.8	1,692	3.5	970	2.0	363	0.7
その他	315	0.6	163	0.3	110	0.2	98	0.2
第 2 次産業	9,136	17.0	8,134	16.7	10,244	20.8	9,368	19.0
製造業	3,384	6.3	3,168	6.5	3,893	7.9	4,210	8.5
建設業	5,654	10.5	4,804	9.9	6,351	12.9	5,158	10.5
その他	98	0.2	162	0.3	0	0.0	0	0.0
第 3 次産業	34,719	64.8	31,997	65.6	30,210	61.3	30,729	62.4
卸売・小売業	3,898	7.3	3,313	6.8	4,003	8.1	4,558	9.3
不動産業	6,571	12.3	6,952	14.3	6,300	12.8	5,930	12.0
運輸・通信業	2,384	4.4	2,207	4.5	2,268	4.6	2,424	4.9
サービス業	8,392	15.7	7,674	15.7	3,724	7.6	3,566	7.2
その他	13,474	25.1	11,851	24.3	13,915	28.2	14,251	28.9
合計	53,599	100.0	48,749	100.0	49,315	100.0	49,251	100.0

※四捨五入の関係により、各項目値の計が合計額と一致しない場合がある。

資料：平成 17 年度・・・青森県県民経済・市町村民経済計算（平成 16 年度・平成 17 年度）

平成 22 年度・・・青森県県民経済・市町村民経済計算（平成 21 年度・平成 22 年度）

平成 27 年度及び令和 2 年度・・・青森県市町村民経済計算（平成 23 年度～令和 4 年度）

3 行財政の状況

(1) 行政

本町は、旧上北町と旧東北町が合併して平成 17 年 3 月 31 日から町制施行し、東北町総合振興計画に基づき、その時々状況に応じ、様々な施策を展開し、まちづくりを進めてきた。

組織体制は、令和 7 年 4 月 1 日現在、町長部局 13 課と議会、選挙管理委員会、教育委員会、農業委員会、監査委員の各事務局、公営企業で構成されており、職員総数は 187 名となっている。

本町を取り巻く状況は、人口減少のほか、少子高齢化の進行、自然災害の激甚化、デジタル化や脱炭素化の進展など社会環境の変化とともに、新たな施策への対応や住民ニーズの多様化による行政需要が増加傾向であり、行財政運営は厳しさを増している。

このような状況下において、町民・関係機関・行政が連携を図りながら直面する様々な課題解決に取り組み、持続可能なまちづくりを行っていく必要がある。

そのためには、現状と課題を踏まえ、今後の状況を見据えながら、行政運営の効率化、財政の健全化を図り、持続的な行政サービスを提供できるよう、青森県や近隣市町村との広域連携等を含む幅広い連携協力のもと、課題解決に向けた取組を行っていく必要がある。

(2) 財政

令和 2 年度決算における普通会計歳入の総額は 148 億 2,392 万 5 千円で、歳入構成をみると地方交付税が 31.2%、国・県支出金が 33.7%、地方債が 6.2%と依存財源が極めて高い割合になっており、町税（構成比 11.6%）などの自主財源の割合が低くなっている。

歳出構成では、義務的経費が 45 億 4,461 万 3 千円で 31.6%を占め、財政運営の硬直度を示す指標である経常収支比率においては 89.5%と高い水準にあり、財政基盤の脆弱性がうかがえる。（表 1-8）

また、人口減少等による普通交付税の減少や少子高齢化による税収の減少、社会保障費の増大、公共施設等の老朽化による更新や維持管理など、今後の財政運営が厳しさを増す状況が想定されることから、行財政改革の推進等により自主財源の確保に努め、行財政の健全化に取り組んでいく必要がある。

そのためには、町の現況や社会状況、今後のまちづくりの状況を見据え、計画的な行政運営を図るとともに、公共施設等総合管理計画に基づき施設の総量などの見直しを計画的に進め、財政負担の軽減を図りながら公共施設等の適正な管理を推進し、事業の重要性及び必要性、緊急性を考慮しながら健全な財政運営を図ることが重要である。

表 1-8 町財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	12,718,989	12,883,447	14,823,925
一般財源	7,287,586	8,217,841	8,403,213
国庫支出金	2,707,840	2,338,039	4,113,077
都道府県支出金	711,860	887,658	889,318
地方債	1,711,700	996,700	922,100
うち過疎対策事業債	0	0	0
その他	300,003	443,209	496,217
歳出総額 B	12,433,888	12,671,845	14,383,518
義務的経費	4,609,119	4,888,247	4,544,613
投資的経費	3,498,554	2,601,143	1,884,866
うち普通建設事業	3,498,537	2,601,105	1,884,792
その他	4,326,215	5,182,455	7,954,039
過疎対策事業費	0	0	0
歳入歳出差引額 C (A-B)	285,101	211,602	440,407
翌年度へ繰越すべき財源 D	138,766	32,625	62,218
実質収支 C-D	146,335	178,977	378,189
財政力指数	0.29	0.28	0.31
公債費負担比率	17.4	19.6	14.8
実質公債費比率	13.9	10.4	11.7
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	85.5	85.1	89.5
将来負担比率	115.4	89.1	110.9
地方債現在高	15,604,122	12,955,915	12,134,021

(資料：地方財政状況調)

(3) 施設整備水準の状況

主要公共施設等の整備状況は、表 1-9 のとおりである。

道路整備については、町道改良率が昭和 55 年度末の 25.7%から令和 2 年度末の 66.5%へ、町道舗装率が昭和 55 年度末の 13.3%から令和 2 年度末の 61.4%まで向上している。

三陸沖を震源とする地震のリスクや、豪雪、風水害によるインフラ設備への被害が懸念されており、それらを見据えた改良・舗装工事を順次進めている。

水道施設については、令和 2 年度末の水道普及率は 98.3%であり、段階的に普及率の向上を図っており、災害時においても安定供給ができるよう、老朽管の更新や施設の整備を行っている。

また、本町には、令和 2 年度末で 141 棟数の公共施設（建築物）があり、築年数 30 年以上の公共施設は 48%となっていることから、今後は「東北町公共施設等総合管理計画」に基づき、中長期的な観点による計画的な施設整備を行うとともに、老朽化対策による安全性の確保や機能維持に努め、施設総量の縮減・平準化・維持管理の縮減を図り、人口規模に見合った施設総量と行政サービス水準の適正化を推進し、持続可能な行財政運営を展開していくことが重要である。

表 1-9 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度	平成 2 年度	平成 12 年度	平成 22 年度	令和 2 年度
町 道					
改 良 率 (%)	25.7	53.3	63.2	63.5	66.5
舗 装 率 (%)	13.3	36.1	51.7	56.1	61.4
農 道					
延 長 (m)	398,285	—	—	363,865	347,513
耕地 1ha 当たり農道延長(m)					—
林 道					
延 長 (m)	14,533	—	—	8,949	8,949
林野 1ha 当たり林道延長(m)					—
水道普及率 (%)	—	93.4	97.4	97.5	98.3
水洗化率 (%)	—	—	38.7	72.9	94.3
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	—	—	—	7.5	7.1

資料：公共施設状況調査、道路施設現況調査、水道統計、1984年版東北町・上北町町勢要覧、建設課
(注)

- 1 上記区分のうち、平成 22 年度以降の市町村道の「改良率」と「舗装率」及び平成 22 年度以降の「水道普及率」並びに「水洗化率」以外のものについては、公共施設状況調査（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領による。
- 2 上記区分のうち、平成 22 年度以降の市町村道の「改良率」及び「舗装率」については、国土交通省の「道路施設現況調査」の記載要領を参考に次の算式により算定する。
改良率＝改良済延長／実延長
舗装率＝舗装済延長／実延長
- 3 上記区分のうち、平成 12 年度までの「水道普及率」については公共施設状況調査の記載要領によることとし、平成 22 年度以降については、公益社団法人日本水道協会の「水道統計」の数値を使用する。
- 4 上記区分のうち「水洗化率」については、次の算式により算定する。なお、基準日はその年度の 3 月 31 日現在とする。また A から H までについては公共施設状況調の記載要領に、I については一般廃棄物処理事業実態調査（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）の記載要領による。

$$\text{水洗化率} = (A+B+C+D+E+F+G+H+I) \div J$$

A：公共下水道現在水洗便所設置済人口

B：農業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

C：漁業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

D：林業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

E：簡易排水施設現在水洗便所設置済人口

F：小規模集合排水処理施設現在水洗便所設置済人口

G：コミュニティ・プラント処理人口

H：合併処理浄化槽処理人口

I：単独処理浄化槽処理人口（※）

J：住民基本台帳登録人口

※処理状況調査票〔市町村用〕中、「浄化槽人口」から「合併処理浄化槽人口（農業集落・漁業集落排水処理施設人口含む）」を差し引いた数値

- 5 表内の「—」表示は、該当する数値が存在しない等により表記ができないことを表す。

II 過疎地域等の持続的発展の基本的な考え方

1 地域の持続的発展の基本方針

本町は、合併により平成17年3月31日から町制施行し、東北町総合振興計画に基づき、その時々状況に応じ、様々な施策を展開しながらまちづくりを進めてきた。

人口動向をみると、合併当初の平成17年の国勢調査人口は20,016人であったが、自然減や社会減を続け、令和2年には16,428人となっており、15年間で3,588人(△17.9%)減となっている。今後も人口減少及び少子高齢化が進むことが予想され、地域経済の活性化、交通機能や医療提供体制、集落機能の維持・確保、担い手不足による各産業の停滞など、地域を取り巻く様々な分野に大きく影響することが予想される。

また、依然として厳しい社会情勢が続くなか、新たな施策展開や様々な行政需要への対応、公共施設等の老朽化対策など、財政負担が増大していく可能性もあり、今後さらに財政状況が厳しくなることも懸念される。

そのような状況下において、本町が有する豊かな自然環境、多彩な農林水産資源、培われてきた地域文化、町民力などの大きな財産を最大限に生かしながら、未来を担う子どもたちに寄り添い、その成長を地域全体で支え、新たな価値の創造と発信、そして町民・関係機関・行政が力を合わせ「みんな」で挑戦するまちづくりを進め、町民及び町に関係する人々の願いが実現可能となり、未来輝く町の姿を目指し、一丸となって取り組んでいくことが重要である。

本町は、東北町総合振興計画に基づき、子育て・教育環境の充実、生活環境の整備、産業の振興、観光施設等の整備など、地域の発展と活性化を図るまちづくりを推進してきたが、産業基盤、生活環境等の整備が十分とはいえず、引き続き、農林水産業の振興や道路整備、観光施設の整備、消防・防災の施設及び設備整備など、ハード面の充実を図る施策を実施する必要がある。

加えて、子育て環境や保健・医療・福祉環境の充実、特色ある教育・文化環境の整備、活力ある産業の育成と雇用の場の確保など、過疎対策として効果を有するソフト面の充実を図る施策にも取り組む必要がある。

今後の将来像の実現に向けて、過疎地域等の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき策定された青森県過疎地域持続的発展方針と東北町総合振興計画に基づき、少子化対策を主眼とした施策を展開するとともに、地域の発展と活性化に資する過疎対策を展開し、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図るものとする。

2 地域の持続的発展のための基本目標

上記、1 地域の持続的発展の基本方針に基づき、本計画期間内に達成すべき基本目標は、以下のとおりとする。

【基本目標】

目標名	単位	令和6年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)	備考
出生者数	人	70	75	実績値より増加
社会増減数 (転入者数－転出者数)	人	▲73	0	実績値より増加

3 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価については、P D C Aサイクルの運用により、東北町まちづくり委員会等（学識経験者及び有識者並びに町民の中から選定した委員で組織）による評価を行い、必要に応じて計画の改定を行う。

4 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

5 公共施設等総合管理計画との整合

本町では、これまで社会環境の変化や町民ニーズに対応するため、多くの公共施設等の整備を行ってきた。

今後、これらの公共施設等は、大規模な修繕や建替えなどの更新時期を迎えていく。

こうした公共施設等の更新には、多額の財政負担が必要となる見込みであり、東北町公共施設等総合管理計画では、今後の人口減少や少子高齢化といった環境変化、公共施設等の健全性、行政サービスの必要性などを総合的に判断し、中長期的な観点による計画的な更新費用の削減に取り組む必要があり、老朽化対策による安全性の確保や機能維持に努め、施設総量の縮減、財政負担の平準化及び維持管理の縮減を図り、人口規模に見合った施設総量と行政サービス水準の適正化に取り組むことを基本方針として定めている。

その基本方針を踏まえ、限られた財源のなかで、既存の公共施設等の更新や老朽化対策を計画的かつ適切に行うとともに、将来にわたって行政サービス水準の著しい低下を招かないように配慮しながら公共施設等の集約化や長寿命化を行い、公共施設等の有効利用による町民の生活環境や地域の活力などの向上を図り、過疎対策の推進と持続可能なまちづくりを進展させていく。

本計画における考え方として、本計画に記載された公共施設等の整備は、東北町公共施設等総合管理計画の基本方針と適合している。

Ⅲ 持続的発展のために実施すべき施策に関する事項

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

本町の人口は、平成 17 年の国勢調査人口は 20,016 人であったが、令和 2 年には 16,428 人となっており、進学や就職を契機とした若者の県内外への流出等による社会減と、出生数の低下などによる自然減の両面から人口減少が進んでいる。

また、今後の人口見通しでは、令和 32 年（2050 年）には 1 万人を割り込み 9,111 人になる見通しであり、生産年齢人口（15～64 歳）においては、令和 17 年（2035 年）以降は老年人口を下回ると推計されており、経済規模や生活規模の縮小など、人口減少が地域にもたらす「縮小」の影響は深刻であり、避けられない問題となっている。

このような状況下において、少子化対策の推進を図り、子どもを産み育てやすい環境を整えるとともに、産業・観光の振興や生活環境の充実などにより、多くの人が定住できる環境づくりを行うことが必要である。

また、都市部の経験豊かな人材や地方でのスローライフを選択する人が地方に着目していることから、町の魅力度を高め若年者層の町外への流出対策を行うとともに、移住や交流の促進を図り、Uターン・Iターン者等の受け入れ態勢を整えることが必要である。

加えて、移住・定住のきっかけとなる相談体制の充実や経済的支援など、移住希望者に対する直接的なサポートも重要である。

さらには、多様な形でかかわる関係人口の創出に向けて継続的に取り組み、人口減少に伴う担い手不足の課題に対する人材の育成と確保を図る取組が必要である。

イ 広域連携

上十三地域は、行政区域を越えて生活圏を共有し、地理的、歴史的に結びつきも深いことから、これまでも教育・福祉などをはじめとした広域での連携した取組を進めることにより、効率的な行政運営を行ってきた。

平成 24 年度に、上十三地域に属する本町、十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、おいらせ町、六ヶ所村に秋田県小坂町を加えた 10 市町村により、上十三・十和田湖広域定住自立圏協定を締結し、これに基づく定住自立圏共生ビジョン策定し、圏域内の連携強化と一体的な取組を推進してきた。

しかしながら、全国的な人口減少社会の進行を背景として、本圏域においても人口減少の進行と少子高齢化の一層の深刻化が見られている。

今後もこの傾向は継続することが見込まれることから、人口減少に歯止めをかけるためには、単独自治体のみで課題解決を図るのではなく、広域的な生活圏としての連携をさらに深化させていくことが重要である。

このため、上十三・十和田湖エリアが有する豊かな自然環境、観光資源、産業基盤、生活環境の利便性などの魅力を圏域全体で効果的に発信し、都市圏からの移住・交流・関係人口の創出・拡大を図るとともに、圏域住民が安心して暮らし続けることのできる持続可能な地域づくりを進めていく必要がある。

(2) その対策

ア 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- ① 移住・定住希望者からの相談に対応して、効果的な支援が行えるよう移住コンシェルジュ等の移住・定住に特化した人材の確保や窓口の設置など、相談体制の充実を図る。
- ② 空き家の有効活用による移住・定住の促進に向け、空き家バンクの周知等を図るほか、登録物件を購入して本町に居住する人に対して支援を行う。
- ③ 住宅を建築または購入等により取得し、本町に居住する人に対して支援を行う。
- ④ 町内に居住する新婚世帯を対象に、住宅の取得やリフォーム、賃借、引越に関する支援を行う。
- ⑤ 県外から転入し、本町に定住する意思がある人や、本町で起業や事業承継する人に対して支援を行う。
- ⑥ 県と連携し、東京圏からの移住者で一定の要件を満たした移住者に対して支援を行う。
- ⑦ 町の知名度やイメージを向上させ、移住・定住希望者や関係人口を掘り起こすため、ホームページやSNS、マスコミ、首都圏での移住イベントなど様々な情報媒体・機会を活用し、本町の魅力をはじめとする戦略的な情報発信・プロモーション活動を展開するとともに、子育て支援施策などを充実させ、「住みたい、住み続けたい」と思える魅力あるまちづくりを推進する。
- ⑧ 地域と多様な関わりを持つ人材の確保と育成を図るため、交流人口や関係人口の創出や拡大を図りながら、本町の魅力を生かした地域づくりに主体的に関わる人材の育成を推進する。
- ⑨ 地域の活力あるまちづくりを推進するため、地域イベントやコミュニティ活動を通じた交流を図るとともに、若い世代が地域活動に参加し活躍できる環境づくりを進める。
- ⑩ 地域おこし協力隊制度を積極的に活用し、地域資源の活用や地域活性化に向けた活動を推進する。

イ 広域連携

- ① 定住自立圏共生ビジョンのもと、日常生活圏を共有する市町村が、それぞれの役割分担のもと連携・協力し、圏域全体の活性化に向けた取組を推進する。
- ② 圏域住民が安心して暮らせる生活環境を確保するため、地域医療体制の維持・確保、福祉サービスの充実など、生活基盤の整備を推進する。
- ③ 生活交通路線の確保や空港・鉄道駅等の広域交通拠点への二次交通の充実を図るとともに、圏域内の交通環境の充実による住民の暮らしやすさの向上を図る。
- ④ 圏域外からの移住促進や圏域内における結婚の促進により、定住人口の増加を図る。また、上十三・十和田湖広域定住自立圏移住・結婚支援推進協議会を中心とした、移住情報の発信やPR事業、結婚活動支援事業等を実施する。
- ⑤ 各地域が有する魅力や特色、広域連携によるメリットを広く発信し、移住・交流に関する取組を圏域全体で推進し、関係人口の創出を図る。
- ⑥ 圏域全体の魅力向上を図るとともに、将来にわたり地域住民が安全・安心に暮らすことのできる活力ある圏域づくりを推進する

(適切な配慮が求められている規定)

法第 25 条(移住及び定住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び極力の確保)の規定について配慮することとする。

(対策の目標)

目標名	単位	令和6年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)	備考
移住・定住促進新築住宅支援件数	件	—	20	
上十三・十和田湖広域定住自立圏連携事業数	事業	27	現状より増加	

(3) 計画

事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業 (移住・定住)	移住・結婚支援連携事業 (事業概要) 移住・結婚支援イベント等の広域連携事業。 (必要性) 人口減少の抑制と地域活性化を推進するため必要である。 (効果) 人口減少の抑制に寄与し、移住・定住による地域コミュニティの維持・形成及び地域の活性化が図られる。	上十三・十和田湖広域定住自立圏 東北町	
		移住支援金事業 (事業概要) 青森県との共同事業で、要件を満たす移住者に対する支援事業。 (必要性) 人口減少の抑制と地域活性化を推進するため必要である。 (効果) 人口減少の抑制に寄与し、移住・定住による地域コミュニティの維持・形成及び地域の活性化が図られる。	青森県 東北町	

		<p>移住・定住促進新築住宅取得支援事業</p> <p>(事業概要)</p> <p>町内に住宅を居住目的として新築又は購入等した費用に対する支援事業。</p> <p>(必要性)</p> <p>人口減少の抑制と地域活性化を推進するため必要である。</p> <p>(効果)</p> <p>人口減少の抑制に寄与し、移住・定住による地域コミュニティの維持・形成及び地域の活性化が図られる。</p>	東北町	
	<p>過疎地域持続的 発展特別事業 (人材育成)</p>	<p>地域活性化推進事業（地域おこし協力隊）</p> <p>(事業概要)</p> <p>地域おこし協力隊の活用による、地域資源の掘り起しや地域活性化に向けた活動の推進事業。</p> <p>(必要性)</p> <p>町の魅力発信及び地域活性化に向けて必要である。</p> <p>(事業効果)</p> <p>外部人材の活用により、地域の担い手の確保と関係人口の創出による地域活性化が図られる。</p>	東北町	

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林業及び畜産業

本町は、全国有数の生産量を誇るナガイモやニンニクなどの根菜類を中心とした野菜、米の生産、乳用牛（生乳）・肉用牛の生産などの県下有数の規模を誇る畜産が営まれているほか、これらの農畜産物を生かした加工特産品も数多く開発されている。

本町では、これまで、基幹産業である農業の振興に向け、様々な取組を積極的に進めてきたが、農業情勢が厳しさを増す中、農業従事者の減少や高齢化、後継者不足、連作障害・土壌障害の発生、遊休農地・耕作放棄地の増加など、様々な問題が表面化している。

このような中、まちづくりの中心を担う農業を今後も維持・発展させていくためには、関係機関・団体と連携し、地域農業を支える多様な担い手の育成・確保を重点に、近年の環境変化に即した多面的な農業振興施策を一体的に推進していくことが必要である。

一方、森林は、木材の生産をはじめ、水源のかん養や山地災害の防止、快適環境の形成などの多面的な機能を持ち、人々の生活と深く結びついており、豊富な森林資源を生かし、古くからスギをはじめとする良質材の生産が行われ、林業も基幹産業の一翼を担ってきたが、専業林家はなく、森林所有者のほとんどが小規模経営であるとともに、林業情勢が厳しさを増す中、林業生産活動が停滞し、森林機能の総合的な低下が懸念されている。

今後は、このような状況を踏まえ、森林が将来にわたって適切に整備・管理され、木材の生産をはじめ、森林の持つ多面的な機能が持続的に発揮されるよう、森林整備計画に基づき、合理的・計画的な森林整備・管理を促進していく必要がある。

イ 水産業

本町は、県下最大の面積を誇る“宝湖”と呼ばれる小川原湖を有しており、この豊かな水資源を生かした水産業が地域の重要な産業となっている。

小川原湖では、「小川原湖産大和しじみ」が農林水産省の地理的表示（GI）保護制度に登録されているほか、シラウオ、ワカサギ、モクズガニなどの漁が行われ、魚種によっては全国有数の漁獲高を誇っており、これらの水産物を活用した加工特産品や郷土料理も数多く開発されており、小川原湖の名産品として全国に出荷され、地域の魅力発信につながっている。

本町では、これまで、水産業の振興に向けて様々な取組を進めているが、水産業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、漁業従事者の高齢化や担い手不足、漁業資源の減少などの課題が顕在化していることから、漁獲高は減少傾向にある。

今後は、安全で生産性の高い漁業の維持・発展に向けて、関係機関や団体、漁業者が連携し、漁業経営の安定化や生産基盤の充実を図るとともに、資源管理や資源増殖など漁業資源の維持・拡大に向けた取組を推進していく必要がある。

また、水産物の高付加価値化や販路拡大を図るため、加工体制の充実やブランド化の推進など、6次産業化の取組を進め、水産業の総合的な振興を図っていくことが重要である。

ウ 商工業

本町の商業は、青い森鉄道上北町駅及び乙供駅周辺に形成された商店街を中心に展開され、町民の日常生活を支えている。

しかしながら、全国的な地域商業の低迷と同様に、経営者の高齢化や後継者不足などにより空き店舗が増加するなど、商店街を取り巻く環境は厳しさを増している。

このため、商業の持続的な経営と活性化を図るため、商工会と連携した支援体制の強化が求められている。

一方、工業は地域経済の活性化や雇用の創出を担う重要な産業であり、本町では農・水産

加工業を中心とした地場産業のほか、工業団地や農工団地への立地企業により町の活力と雇用を生み出しているが、地方経済を取り巻く環境が厳しさを増す中、人手不足や資材価格の高騰、企業立地の停滞などの影響により、事業所数や従業者数は減少傾向にあることから、企業誘致の推進と既存企業への支援を図るとともに、人材確保対策や産業基盤の整備を一体的に進め、持続可能な地域産業の形成と安定的な雇用の創出に取り組むことが課題である。

エ 情報通信産業及びその他の産業の振興

近年の情報通信産業は、半導体などのハードウェア分野が世界的な需給変動の影響を受ける一方、ソフトウェア開発や通信サービス、クラウドサービスなどの情報サービス分野は引き続き堅調に推移しており、今後も成長が期待されている。企業のIT投資も、テレワークの普及やDXの推進を背景に、ハードウェア中心からクラウドやアプリケーション、データ活用などソフトウェア分野へと移行している。

一方、本町では情報関連企業の立地が少なく、情報通信産業としての集積は小規模にとどまっており、人口減少や若年層の都市部流出によりIT人材の確保が課題となっている。

今後は、情報通信技術を活用した既存産業の高付加価値化を進めるとともに、農業・観光・商工業など各産業とデジタル技術を融合させた新たなビジネスの創出を促進し、地域産業全体の競争力向上を図っていく必要がある。

オ 観光の開発

本町には、県内最大の面積を誇る小川原湖をはじめ、豊かな自然環境や温泉資源、四季折々の祭りやイベントなど多様な観光資源が存在する。

しかし、これらの観光資源にかかる情報発信や周辺環境の整備が十分とは言えず、資源間の連携や周遊性も十分に確立されていないことから、その魅力が十分に活用されていない状況にある。

また、観光ニーズの多様化が進む中、自然体験やアウトドア活動、地域文化体験などを求める観光客が増加していることから、小川原湖周辺の自然環境や地域の歴史・文化資源を活用した体験型観光の充実を図るとともに、地域の特産品や農水産物と連携した観光サービスの創出を進め、滞在型観光の推進と観光消費の拡大につなげていく必要がある。

さらに、自然環境や地域住民の生活環境との調和を図りながら、持続可能な観光地域づくりを進め、観光客の増加による地域経済の活性化、観光から移住への展開を視野に入れた交流人口の拡大に向け、既存観光資源の一層の磨き上げや新たな観光資源の掘り起こし、観光PR活動の強化などを進めていく必要がある。

(2) その対策

ア 農林業及び畜産業

- ① 関係機関と連携し、指導・支援体制の強化や地域計画に基づく担い手への農地の集約化等を進め、地域農業を支える認定農業者の育成・確保を図るとともに、集落営農や農業経営の法人化を促進する。
- ② 関係機関による各種支援制度の周知と活用促進、移住・定住施策との連動等により、新規就農者や後継者を掘り起こし、農業や畜産業への着実な就農の促進を図る。
- ③ 家族一人ひとりがその能力を十分に発揮できるよう、家族経営協定の締結など、経営への参画や就農環境の向上に向けた取組を推進する。
- ④ 多様な担い手の確保に向け、関係機関と連携し、県外人材の受入体制の充実を促進するほか、企業の参入や農福連携の仕組みづくり等について検討する。
- ⑤ 鳥獣被害対策や遊休農地・耕作放棄地の防止と解消に向け、関係機関と連携し、農地

パトロールや適切な指導等に努める。

- ⑥ 連作障害や土壌障害の防止に向け、完熟堆肥の利用促進や土壌診断結果に基づく効率のよい施肥設計の推進など、健康な土づくりを支援する。
- ⑦ 高温障害及び干害、鳥獣被害などの自然環境等の影響による農作物被害に対して、関係機関と連携し、農作物被害の低減に寄与する多角的な対策・取組を実施し、安定的な生産量の確保に努める。
- ⑧ 関係機関と連携し、効率的な生産技術や関連施設の導入、スマート農業の取組を支援し、野菜、米、畜産をはじめ各作目の生産コストの低減や生産性の向上を促し、一層のブランド化を促進する。
- ⑨ 農業の6次産業化に向け、関係機関と連携し、農畜産物の加工体制の充実を促進し、既存加工特産品の生産拡大及び新たな加工特産品・郷土料理の開発を促進する。
- ⑩ 家畜防疫・産業動物診療を維持するための獣医師の確保が必要であるため、獣医師確保対策に関する支援を推進する。
- ⑪ 道の駅「おがわら湖」などの産直施設や観光・商業施設の活用、学校給食との連携、スポーツイベントの活用等により、地産地消を促進するとともに、町ぐるみのPR・販売促進活動の強化、首都圏等へのトップセールスの展開、ふるさと納税の返礼品への活用など、多様な取組を推進し、町内外における消費の拡大に努める。
- ⑫ 森林整備の効率化と森林の持つ多面的な機能の発揮に向け、林道の適正な維持管理を行うとともに、国・県と連携した林道整備も含め様々な状況に応じて森林環境の管理を図る。
- ⑬ 森林整備の中核的役割を担う森林組合と連携した合理的かつ省力・低コストで森林整備が行える体制づくりを進めながら、経営管理制度や森林環境譲与税を活用し、森林整備計画に示す森林の機能区分に沿った計画的な森林整備及び適正管理を促進する。

イ 水産業

- ① 安全で生産性の高い漁業の推進を図るため、荷捌場や栈橋などの漁業関連施設の改修や湖底の耕うん等による漁場整備への支援を行い、漁業生産基盤の充実に努めるとともに、自然環境の変化等による水産資源への影響に対応するため、関係機関と連携し、多角的な対策を講じながら安定的な漁獲量の確保を図る。
- ② 乱獲の防止と水産資源の保護を図るため、シジミ貝の種苗やウナギの幼魚等の放流事業への支援を行い、水産資源の維持・拡大に努める。
- ③ 水産加工業の振興及び水産業の6次産業化に向け、関係機関・団体と連携し、水産物の加工体制の充実を図り、既存加工特産品の生産拡大及び新たな加工特産品と郷土料理の開発を促進する。
- ④ 道の駅「おがわら湖」などの産直施設や観光・商業施設の活用、学校給食との連携、スポーツイベントの活用等により、地産地消を促進するとともに、町ぐるみのPR・販売促進活動の強化、首都圏等へのトップセールスの展開、ふるさと納税の返礼品への活用など、多様な取組を推進し、町内外における消費拡大に努める。

ウ 商工業

- ① 商工業の振興に向け、各種活動の一層の活発化を図るため、商工会の運営支援を行う。
- ② 商工業事業所の事業継続・事業承継や新規創業を促進するため、町の事業者経営支援や県との連携による「青森県・東北町連携融資制度」など、各種制度の周知と活用を促進する。
- ③ 青い森鉄道乙供駅及び上北町駅周辺のまちなかのにぎわいの創出に向け、駅前にぎわ

いパートナーとして登録された事業者や団体等が、駅前の公共空間で出店やイベント等を行う「駅前にぎわいパートナー事業」を実施する。

- ④ 第1次産業のまちとしての特性・資源や恵まれた立地条件や交通条件など、本町の優位性に関する情報発信を行いながら、関係機関と連携して効果的な企業誘致活動を展開するとともに、今後の動向を見据えながら工業用地の確保・整備を進め、企業立地の受け皿の充実を図る。

エ 情報通信産業及びその他の産業の振興

- ① 既存の情報通信環境を最大限に活用し、サテライトオフィスやテレワーク拠点の整備を進め、都市部企業の誘致や多様な働き方の受入れを図る。また、ICT関連企業の立地支援や起業支援を行い、新たな産業の創出を図るとともに、地域内におけるデジタル人材の育成・確保に努める。
- ② 地域課題の解決や地域活性化、町民生活の向上に向け、産業分野や教育分野、福祉分野をはじめ、幅広い分野におけるデジタル化を進めるとともに、ICTの活用によるスマート農業や省力化技術の導入などにより、付加価値の向上と経営の安定化を図るとともに、地域資源を活かした新商品開発やブランド化を推進し、観光分野との連携による産業の多角化を促進する。
- ③ 情報通信産業と既存産業の融合による新たな価値の創出を促進し、持続可能で活力ある地域産業の形成を図る。

オ 観光の開発

- ① 観光の振興に向け、各種活動の一層の活発化を図るため、観光協会の運営支援を行う。
- ② 道の駅「おがわら湖」のグレードアップや小川原湖公園ふれあい村の施設・設備の改修をはじめ、既存観光施設の整備充実を図るほか、道の駅隣接の「しじみ一湯」、みどりの大地とロマンの森公園内にある「まなか」及びスキー場などの町内スポットの活用や、日の本中央まつりや湖水まつり、日の本まなか市などの祭り・イベントの内容充実を進め、選ばれる観光地づくりを目指す。
- ③ 関係機関・団体や事業者等と協働し、農業・漁業体験や農泊の取組、農水産物を生かした特産品や郷土料理の開発・販売、スポーツツーリズムの展開など、特色ある第1次産業や恵まれたスポーツ環境などの地域特性を生かした観光・交流機能の充実に努める。
- ④ 観光客の拡大に向け、ホームページやSNSをはじめとする様々な情報媒体・手段を活用し、観光PR活動の充実を図る。
- ⑤ 広域的連携のもと、広域観光ルートづくりや広域的なPR活動の推進、JRや青い森鉄道とタイアップしたツアーの誘致など、地域一体となった観光振興施策を推進する。

(適切な配慮が求められている規定)

法第26条(農林水産業その他の産業の振興)・第27条(中小企業者に対する情報の提供等)・第28条(観光の振興及び交流の促進)・第29条(就業の促進)の規定について配慮することとする。

(対策の目標)

目標名	単位	令和6年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)	備考
認定農業者数	人	391	416	
新規就農者数	人	17	現状より増加	
家族経営協定締結数	組	120	130	
観光客入込数	千人	236	275	

※実績値及び目標値は、東北町全体を対象とする。

(3) 計画

事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	基盤整備 (農業)	経営体育成基盤整備事業 (土場川地区)	青森県	
		農地中間管理機構関連農地整備 事業 (田ノ沢地区)	青森県	
		農業水利施設保全合理化事業 (天間ダム)	青森県	
		防災ダム事業 (天間ダム)	青森県	
		防災ダム事業 (和田ダム)	青森県	
		ため池等整備事業 (才市田溜池)	青森県	
		ため池等整備事業 (中津2号堤)	青森県	
		農業用河川工作物応急対策事業 (滝沢平)	青森県	
	経営近代化施設 (農業)	有機供給センター設備更新事業	東北町 ゆうき青 森農業協 同組合	コンテナ運搬車 堆肥運搬車 堆肥製造器 堆肥散布車
	観光又はレクリエ ーション	ふれあい村整備事業	東北町	高圧受電設備 更新 通信環境整備 施設内設備等 整備
マリン・シャトー改修整備事業		東北町	改修整備 A=414.46 m ²	

	過疎地域持続的 発展特別事業 (第1次産業)	獣医師確保対策事業 (事業概要) 獣医師を確保するため、町内の 獣医師や獣医師を目指す学生を 対象とした支援事業。 (必要性) 家畜防疫・産業動物診療を維持 する必要がある。 (事業効果) 獣医師を地域に定着させ畜産業 の振興が図られる。	東北町	
	過疎地域持続的 発展特別事業 (その他)	小川原湖レークハウス解体事業 (事業概要) 老朽化等により有効活用が困難 となった小川原湖レークハウス の解体及び撤去。 (必要性) 老朽化が著しいため、解体及び撤 去による適正な処理を行う必要 がある。 (事業効果) 公共施設等の適正な管理に寄与 し、地域の安心・安全が生活環境 の確保及び景観の改善が図られ る。	東北町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
東北町全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、2 産業の振興における、(2) その対策及び(3) 計画の記載のとおり。
また、産業の振興施策の実施について、青森県及び周辺市町村との連携を図る。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

東北町公共施設等総合管理計画において、本項目に関連する施設は、中長期的な視点のもと、町の現状や各施設の利用状況、将来人口の状況を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等を将来にわたり適切に行うため、公共施設等の総量及び行政サービス水準の適正化に取り組み、限られた財源の中で老朽化対策や施設等の更新を計画的に行い、様々な主体と連携し既存の公共施設等の有効活用と維持管理の適正化に取り組み、必要に応じて公共施設等の集約化や複合化を検討し、維持管理費用及び更新費用等の縮減を図るとともに、施設機能の維持・向上に努めることとしている。

本計画における考え方として、本項目に前述の現況と問題点、その対策及び計画は、東北町公共施設等総合管理計画の基本方針と整合性が取れている。

3 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本町は、これまで地域情報通信基盤整備事業により、町内全世帯において超高速インターネットやケーブルテレビが利用可能な光ファイバ網を整備している。

近年はスマートフォンの普及などによりインターネット利用が拡大しているが、Society5.0 社会の到来を見据え、デジタルデバイド（情報格差）への対応が課題となっている。加えて、地域情報通信基盤整備事業において、地上デジタル放送の難視聴地域解消のため共同受信施設を整備し、ケーブルテレビ放送基盤の構築による自主放送を通じて地域に根差した情報提供を行っているが、幹線ケーブルや拠点施設の設備等について、耐用年数を過ぎていることから更新等が必要となっている。

行政サービスにおいても、ICTの活用が全国的に進展しており、住民サービスの向上や行政事務の効率化を図るうえで、デジタル化の推進が重要となっており、デジタル化の方向性を踏まえ、社会環境の変化や住民ニーズに対応した行政サービスの提供に取り組む必要がある。

また、人口減少などにより過疎化が進行する中、公共交通や地域医療、防犯・防災、産業及び教育など様々な分野において、デジタル技術を用いたサービス提供の可能性が高められており、そのデジタル技術の導入による住民生活の利便性向上が求められている。

(2) その対策

- ① 情報通信基盤の適切な維持管理と機能の高度化を図るため、ケーブルテレビ設備や共同受信施設等の老朽化した機器の更新を計画的に進めるとともに、安定した情報通信サービスの提供体制の確保に努める。
- ② 整備された光ファイバ網を有効に活用し、町独自の東北町テレビによる情報提供の充実に努める。
- ③ デジタルデバイド（情報格差）の解消を図るため、高齢者等を対象としたデジタル機器の利用支援や情報活用能力の向上に向けた取組を推進し、誰もがデジタルサービスを活用できる環境づくりを進める。
- ④ 町民の利便性の向上に向け、行政手続のオンライン化や支払いのキャッシュレス化、書かない・待たせない窓口などのシステム整備を進めるとともに、行政機能の高度化・効率化に向けたAIやRPA等の導入を進める。
- ⑤ マイナンバーカードの普及や利活用の促進に努め、オンライン手続きや電子申請などICTを活用した行政サービスの充実を図るとともに、庁内情報システムの合理化・最適化を進め、行政事務の効率化と住民サービスの向上を推進する。
- ⑥ 公共交通、地域医療、防犯・防災、産業、福祉、教育など幅広い分野において、デジタル技術の活用を推進し、防災行政用無線設備の機能充実、遠隔医療や情報共有システム、ICTを活用した地域サービスの導入などにより、人口減少や少子高齢化により過疎化が進む中においても、住民生活の安心と利便性の向上を図り、地域の持続的な発展に向けた取組を推進する。

(適切な配慮が求められている規定)

法第30条(情報の流通の円滑化等)の規定について配慮することとする。

(対策の目標)

目標名	単位	令和6年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)	備考
行政手続き等のオンライン化数	手続	32	50	

(3) 計画

事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	電気通信施設等情報化のための施設 (有線テレビジョン 放送施設)	自主放送設備改修事業	東北町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

東北町公共施設等総合管理計画において、本項目に関連する施設は、中長期的な視点のもと、町の現状や各施設の利用状況、将来人口の状況を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等を将来にわたり適切に行うため、公共施設等の総量及び行政サービス水準の適正化に取り組み、限られた財源の中で老朽化対策や施設等の更新を計画的に行い、様々な主体と連携し既存の公共施設等の有効活用と維持管理の適正化に取り組み、必要に応じて公共施設等の集約化や複合化を検討し、維持管理費用及び更新費用等の縮減を図るとともに、施設機能の維持・向上に努めることとしている。

本計画における考え方として、本項目に前述の現況と問題点、その対策及び計画は、東北町公共施設等総合管理計画の基本方針と整合性が取れている。

4 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 町道等の交通施設の整備

本町の道路網は、令和7年4月現在、国道4路線(4号・45号・279号・394号)、県道11路線(主要地方道4路線、一般県道7路線)、町道707路線等によって構成されている。

また、本町では、東北縦貫自動車道八戸線とみちのく有料道路を結ぶ上北自動車道の整備が進められ、平成24年度に上北道路、平成30年度に上北天間林道路が開通し、上北IC及び東北ICがそれぞれ設置された。また、平成22年度に開業した東北新幹線七戸十和田駅をはじめとする高速交通網や県内主要都市へのアクセスが向上している。さらに今後も、上北自動車道の整備進展に伴い、広域的なアクセス環境の向上が見込まれ、観光・交流機能の強化や産業振興、市街地の活性化などが期待されている。

本町では、これまで関係機関と連携しながら道路網の整備を計画的に進めてきたが、交通量の増加や高齢化の進行、社会状況の変化の中、一層安全で便利な道路網・道路環境の整備が求められている。さらには、道路法の改正による橋梁の定期点検の義務化により、定期点検等の結果を踏まえた維持補修が必要となっている。

今後は、このような状況を踏まえ、広域的な幹線道路から身近な生活道路に至るまで、町内道路網の計画的な整備及び維持補修に取り組む必要があるが、財源の確保が難しい状況となっている。

イ 地域公共交通サービスの持続可能な提供

本町の公共交通については、町内を青い森鉄道が運行しており、小川原駅、上北町駅、乙供駅、千曳駅の4つの駅が設置されているほか、十和田観光電鉄の路線バスが運行されている。また、町として町民バスを運行している。

これらは、近隣市町村への通勤・通学・通院等の広域的な移動手段及び町民生活における身近な交通手段として今後とも欠かせないものであるが、人口減少等に伴う利用客の減少による不採算路線の再編等の課題により維持が難しくなっている。

今後、より効率的な利活用に向けた取組を進めながら、その維持・確保、利便性の向上に努める必要がある。

(2) その対策

ア 町道等の交通施設の整備

- ① 東北新幹線七戸十和田駅や上北自動車道IC、六ヶ所村等へのアクセスの向上に向け、国道394号線の整備、東北ICへのアクセス道路の整備をはじめ、国道・県道整備関係機関に積極的に要請していく。
- ② 国道・県道との連携や役割分担、町内地域間の連携強化等に配慮し、また本町で策定している地域ミニ計画による地域の要望を踏まえながら、幹線町道から身近な生活道路に至るまで、町道網及び橋梁の整備を計画的・効率的に推進するとともに、町民との協働のもと、適正管理、維持補修を推進する。
- ③ 関係機関との連携のもと、デジタル技術を活用した除雪体制の充実や凍結防止対策・防雪対策の充実を図り、冬期間の交通及び安全性の確保に努める。

イ 地域公共交通サービスの持続可能な提供

- ① 青い森鉄道の維持・存続に向け、沿線自治体で組織する青い森鉄道線利活用推進協議会の活動に合わせ、利活用に向けた多面的な取組を推進する。
- ② 町民の日常生活に欠かせない身近な交通手段として、路線バスの維持・確保、利便性

の向上に努めるとともに、町民バス運行の充実に努める。

- ③ 上十三・十和田湖広域定住自立圏をはじめとした広域的連携のもと、公共交通ネットワークの充実にに向けた取組を推進する。
- ④ 町民ニーズや交通事業者の意向を把握しながら、本町の公共交通のあり方についての協議や地域公共交通計画の策定の検討を行い、その実現に向けた取組を段階的に進める。

(適切な配慮が求められている規定)

法第 31 条(地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保)の規定について配慮することとする。

(対策の目標)

目標名	単位	令和 6 年度 (実績値)	令和 12 年度 (目標値)	備考
町道改良率	%	66.6	68.0	
町道舗装率	%	61.5	63.0	
コミュニティバスの運行	路線	8	8	運行路線の維持

(3) 計画

事業計画 (令和 8 年度～12 年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	市町村道 (道路)	蛭沢小学校・内蛭沢線 改良舗装事業	東北町	改良舗装工事 L=800m
		塔ノ沢・輝ヶ丘線 改良舗装事業	東北町	改良舗装工事 L=900m
		435 号線改良舗装事業	東北町	改良舗装工事 L=560m
		土場川第 2 中央線改良 舗装事業	東北町	改良舗装工事 L=340m
		表町・甲田線舗装改修事業	東北町	舗装改修工事 L=700m
		町道 234 号線舗装改修 事業	東北町	舗装改修工事 L=700m
		土橋北線改良舗装事業	東北町	改良舗装工事 L=200m
		保戸沢・簗屋線舗装改修 事業	東北町	舗装改修工事 L=170m
		保戸沢・簗屋線道路改良 事業	東北町	測量設計 舗装改修工事 L=1,000m

		東北 IC アクセス道路事業 (町道 250 号線)	東北町	改良舗装工事 L=2, 840m
		清掃センター通り線舗装 改修事業	東北町	舗装改修工事 L=900m
		蒼前・御料線舗装改修事業	東北町	舗装改修工事 L=1, 370m
	市町村道 (橋りょう)	道路メンテナンス事業 (小川原通跨線橋更新事業外)	東北町	橋梁補修 設計及び工事
	市町村道 (その他)	蛭名水道脇通り舗装改修事業	東北町	舗装改修工事 L=290m
	農道	通作条件整備事業 (中部上北地区)	東北町	路面改良 L=3, 065 橋梁補修 L=210m
	林道	林道滝沢平切左坂道ノ下線 開設事業	青森県	開設工事 L=2, 160m
	自動車等 (自動車)	コミュニティバス等整備事業	東北町	コミュニティバス 等の整備
	道路整備機械等	除雪重機更新事業	東北町	除雪重機更新
	過疎地域持続的 発展特別事業 (公共交通)	地域公共交通計画策定事業 (事業概要) 地域公共交通計画策定 (必要性) まちの公共交通の方向性を定め、町民の交通手段を確保するため必要である。 (事業効果) 広域的な見通しのもと、交通手段の確保が図られる。	東北町	
	過疎地域持続的 発展特別事業 (交通施設維持)	橋梁定期点検及び長寿命化 修繕計画策定事業 (事業概要) 橋梁定期点検及び長寿命化修繕計画策定 (必要性) 橋梁等の定期点検による安全確認や長寿命化を図るため必要である。 (事業効果) 橋梁等の適正な管理や長寿命化に寄与し、地域住民の安全・安心な暮らしを確保する。	東北町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

東北町公共施設等総合管理計画において、本項目に関連する施設は、中長期的な視点のもと、町の現状や各施設の利用状況、将来人口の状況を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等を将来にわたり適切に行うため、公共施設等の総量及び行政サービス水準の適正化に取り組み、限られた財源の中で老朽化対策や施設等の更新を計画的に行い、様々な主体と連携し既存の公共施設等の有効活用と維持管理の適正化に取り組み、必要に応じて公共施設等の集約化や複合化を検討し、維持管理費用及び更新費用等の縮減を図るとともに、施設機能の維持・向上に努めることとしている。

本計画における考え方として、本項目に前述の現況と問題点、その対策及び計画は、東北町公共施設等総合管理計画の基本方針と整合性が取れている。

5 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

本町の水道事業は、平成 29 年度に上水道事業（旧上北町区域）と簡易水道事業（旧東北町区域）を統合し、令和 7 年 3 月末現在の給水人口は 15,634 人、普及率は 98.5%となっている。

本町では、これまで、水道施設の整備など給水体制の充実を図り、安全で良質な水の安定供給に努めてきた。

しかし、近年、人口減少による給水人口の減少、それに伴う料金収入の減少がみられ、水道施設の老朽化等に伴う更新費用の増大など、水道事業を取り巻く環境は非常に厳しいものとなってきている。

このような状況下においても、水道事業は安全・安心な飲料水の安定供給が責務であることには変わりはなく、将来的にも健全経営を継続するためには、適正な料金設定の検討、水道施設の統廃合及び縮小等を見据えながら、老朽化施設の更新を進めることが重要である。

イ 下水処理施設

本町では、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業により、町全域の下水・生活排水処理施設の整備を進めている。

公共下水道事業と農業集落排水事業については、施設整備はほぼ完了しており、今後は、公共下水道施設の早期整備完了、整備された公共下水道施設・農業集落排水施設の適正管理・長寿命化、未接続世帯の接続の促進が必要となっている。

合併処理浄化槽については、補助を行い、単独浄化槽等から合併処理浄化槽への転換や合併処理浄化槽の新設を促進しており、今後も、その必要性に関する啓発活動等を行いながら、普及を促進していく必要がある。

公共下水道施設・農業集落排水施設については、ストックマネジメント計画に基づき、整備された施設の適正な維持管理・長寿命化を計画的・効率的に進める必要がある。

また、これら下水道等の整備は、多大な経費と長い年月を要するうえ、すでに整備された施設の老朽化への対応や未接続世帯の解消など多くの課題を抱えているが、平成 27 年度に策定した汚水処理施設整備構想（アクションプラン）や令和 2 年度に策定した公共下水道ストックマネジメント計画等に基づき、整備手法・維持管理等について適宜検討しながら、計画的・効率的に進めていく必要がある。

ウ 環境衛生

本町のごみ処理は、中部上北広域事業組合の清掃センターや最終処分場で焼却・埋立て処理等を行っている。

本町ではこれまで、広報・啓発活動の推進等を通じてごみの分別排出や減量化を促すとともに、リサイクル推進団体の活動支援やオフィス町内会の加入促進等を通じてリサイクル等の促進に努めてきた。また、関係機関と連携し、不法投棄対策も進めてきた。

このような中、ごみの排出量は減少しているが、可燃物と不燃物の混入等の状況もみられ、ごみ分別の一層の徹底やさらなる減量化・リサイクルの促進が求められる状況にあるとともに、不法投棄も後を絶たず、対応の強化が課題となっている。

このため、ごみの排出動向等を踏まえながら、ごみの受入及び処理体制の充実を進めるとともに、町民の意識の高揚を図りながら、ごみの減量化や 3R の促進、不法投棄の防止等に積極的に取り組み、循環型の社会づくりを進めていく必要がある。

し尿処理についても、中部上北広域事業組合の衛生センターで処理等を行っており、今後

も処理対象物の適正な受入及び処理等に努めるとともに、し尿処理施設である衛生センターについても老朽化が著しいことから、その対策を講じる必要がある。

公立中部上北斎場については、老朽化対策により斎場を既に更新しているが、広域的な事業のもと、定期的な施設及び設備等の点検を行い、適切な維持管理に努め安定的な稼働を図る必要がある。

エ 消防及び防災

本町の消防体制は、中部上北広域事業組合による広域的な常備消防と東北町消防団による非常備消防で構成され、互いに連携しながら地域の消防・防災に努めている。

しかし、社会環境の変化に伴い、火災発生の要因は多岐にわたり複雑化している傾向にあり、これらへの対応が求められているほか、消防団についても、団員確保の困難さや団員の高齢化などの問題がみられ、消防力の低下が懸念されている。

施設面についても、防火水槽・消火栓等の消防水利の整備充実や消防車両及び屯所の計画的な更新等が必要となっており、常備消防の充実や消防団の維持・充実に向けた取組、消防施設・装備全般の整備充実を進めるとともに、広域的な連携により、消防力の維持・強化を図っていく必要がある。

また、近年、全国各地で地震や大雨による大規模な自然災害が相次いで発生しており、災害からの安全性の確保が強く求められている。

このような中、本町ではハザードマップの作成や防災用無線のデジタル化、ぼうさいメールの活用、防災速報アプリ運営会社との協定締結によるアプリ等を利用した防災等の情報発信、これらのツールを活用して町民の避難行動が迅速に行われる体制を構築し、町民の防災意識の啓発や災害時の情報伝達体制の充実、避難支援体制の整備をはじめ、各種の防災・減災対策を進めるとともに、隣接する六ヶ所村に原子力施設が設置されていることを踏まえた安全対策等に努めてきた。

今後も、町民の生命と財産を守るため、地域防災計画や国土強靱化計画等を適宜見直ししながら、町及び防災関係機関、町民が一体となって、防災・減災体制のさらなる強化を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めていく必要がある。

オ 住宅

本町には、令和7年4月時点で、朝日団地・みどりヶ丘団地・栄団地・丘ノ上団地の4団地、合計182戸の町営住宅がある。

本町では、これまで、公営住宅等長寿命化計画に基づき、既存住宅の設備改修など適正な維持管理を行い、長寿命化に努めてきた。

今後とも、快適・安全・安心な住環境の確保に向け、同計画に基づき、既存住宅の維持管理等に努める必要がある。

また、本町では、地震に備え、民間住宅等の耐震化を支援しているほか、小川原湖をはじめとする公共用水域の水質保全と住環境の改善等に向け、民間住宅のリフォームの支援を行っており、空き家の増加も懸念されることから、今後も安全で住みよい環境づくりのため、これらに対する取組を積極的に進めていく必要がある。

カ 交通安全及び防犯

本町では、交通事故の防止・抑制に向け、警察や交通安全協会、交通指導隊、交通安全母の会の関係機関・団体との連携のもと、子どもや高齢者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育をはじめ、広報活動や交通安全運動期間の啓発活動等を積極的に推進し、官民一体となって交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設の整備等に努めている。

これらの対策等により交通事故は減少してきている一方で、高齢者による安全確認の怠りや運転マナーの悪化などの要因による交通事故は増加しており、これからも高齢社会に適した取組を進めていかなければならない。

今後も、子どもや高齢者を中心とした、交通安全意識の高揚や危険箇所や通学路を含む交通安全施設の整備等を行い、明るく住みよいまちづくりを進めていく必要がある。

防犯対策については、全国的に子どもが被害者となる凶悪犯罪の増加、高齢者等が被害者となる特殊犯罪詐欺やSNS等を使った顔の見えない犯罪などが進む中、犯罪からの安全性の確保が特に重視されている。

本町では、警察や防犯協会、防犯指導隊等の関係機関・団体との連携のもと、防犯意識の高揚や防犯体制の充実を図り、犯罪の未然防止に努めているが、少子高齢化や核家族化の進行、コミュニティ意識の希薄化等に伴い、地域の犯罪防止機能の低下が懸念されている。

キ 公園及び緑化

本町は、広大な緑の大地と小川原湖に代表される、緑と水の豊かな自然を誇る町であり、自然の緑や水に親しめる場が数多くあるほか、観光施設としての小川原湖公園やわかさぎ公園などの特色ある公園や、スポーツ施設としての北・南総合運動公園などが整備されている。

しかし、町民生活に身近な憩い・ふれあいの場、子どもの遊び場としての公園については、数箇所あるものの、整備状況は十分とはいえず、これらへの対応が求められている。

また、既存の公園については、経年劣化等に応じた施設・設備の修繕を毎年実施しているが、全国的に老朽化した遊具等の利用による事故が発生する中、維持管理の充実が求められていることから、既存公園施設・設備の整備充実と努めるとともに、市街地や集落内における身近な公園の整備について検討していく必要がある。

ク 公共施設

本町に存在する廃止された施設については、老朽化が著しく、周辺環境や住民生活の安全に影響を及ぼすおそれがあることから、これらのリスクを十分に踏まえ、計画的かつ適切な解体を推進していく必要がある。

(2) その対策

ア 水道施設

- ① 施設の老朽化や災害時への対応、水質管理の強化、事業の効率化等を総合的に勘案しながら、浄水施設の更新をはじめ、水道施設の整備を計画的に推進する。
- ② 良質かつ安全・安心な水道水の供給に向け、水質検査計画に基づく定期的な検査の実施・公表を行うとともに、水源地周辺の環境保全に努める。
- ③ 施設の管理体制の充実や経費の削減、水道料金の適正化等を通じ、水道事業の健全運営に努める。

イ 下水処理施設

- ① 汚水処理施設整備構想（アクションプラン）に基づき、整備手法・整備区域等を適宜検討及び見直ししながら、公共下水道施設の整備及び供用開始後の施設の適正管理・長寿命化を計画的かつ効率的に推進し、未接続世帯の接続の促進に努める。
- ② 公共下水道施設及び農業集落排水施設については、ストックマネジメント計画に基づき、整備済み施設の適正な維持管理と長寿命化を計画的かつ効率的に推進する。あわせて、既存の農業集落排水施設の適正管理に努めるとともに、未接続世帯の接続を促進し、施設の有効活用と生活環境の向上を図る。

- ③ 公共下水道事業や農業集落排水事業による集合処理に適さない地区においては、合併処理浄化槽の設置を積極的に促進するとともに、今後も補助制度を継続し、広報・啓発活動や情報提供の充実を図りながら普及を推進する。
- ④ 持続可能な上下水道経営の推進に向け、施設の管理・運営体制の見直しや経費の節減、利用料金の適正化など、経営の効率化に向けた取組を進める。

ウ 環境衛生

- ① 循環型まちづくりの一環として、処理施設において発生する下水道汚泥について広域的連携のもとに有効利用を進める。
- ② 広域的連携のもと、ごみの排出動向等に応じた分別収集体制の充実、広報・啓発活動の推進等を通じた分別排出の徹底や生ごみの水切り等の促進に努める。
- ③ 清掃センター及び最終処分場の整備充実を図るため、清掃センターについては、施設・設備が老朽化に伴う更新等を行い、ごみ処理・リサイクル体制の充実に努める。また、最終処分場については、残余容量が少なく、処理可能量が減少していることから増設するとともに、老朽化した附属設備についても増設にあわせ計画的に更新を行う。
- ④ 広報・啓発活動の推進やリサイクル団体の育成、オフィス町内会の加入促進等を通じ、町民や事業者の自主的なリデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生使用）の3R運動を促進する。
- ⑤ 下水道等の整備に伴う生し尿の減少と浄化槽汚泥の増加を踏まえ、広域的連携のもとで、適正な管理・運営を行い、し尿収集・処理体制の充実に努める。また、衛生センターについては、老朽化が著しいことから計画的に更新を行う。
- ⑥ 公立中部上北斎場については、広域的連携のもと、設備等の計画的な更新や適切な維持管理に努め、安定的な稼働を図る。

エ 消防及び防災

- ① 中部上北広域事業組合による常備消防の一層の充実に向け、職員の資質の向上や施設・装備の整備充実を進めるとともに、隣接の消防本部との広域的連携や共同利用の取組を図る。
- ② 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向け、広報・啓発活動等を通じて消防団活動に対する町民の理解と協力を求めながら、団員の確保対策の強化や研修・訓練の充実による資質向上など、消防団の活性化を推進する。
- ③ 老朽化や能力不足等の状況等に応じ、消火栓の新設・改修や消防屯所の新築・改修、消防関係車両の更新、消防資機材の整備など、各種消防施設・装備の整備充実を計画的に推進する。
- ④ 整備した防災行政用無線の活用等による災害時の情報通信体制の充実をはじめ、高齢者や障がい者などの避難等に支援を要する町民の支援体制の充実、備蓄施設など防災施設の整備充実及び備蓄資機材の充実並びに避難路・避難場所の充実及び周知徹底、さらには防災拠点の発電設備の整備を図る。
- ⑤ 災害の未然防止に向け、各種計画やハザードマップ等により危険箇所の把握・周知を行いながら、関係機関と連携し、河川の改修や急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を促進する。

オ 住宅

- ① 快適・安全・安心な住環境づくりに向け、公営住宅等長寿命化計画に基づき、既存町営住宅の適正な維持管理を推進する。

- ② 地震に備え、耐震改修促進計画に基づき、民間住宅等の耐震診断・耐震改修の支援を行う。
- ③ 小川原湖をはじめとする公共用水域の水質保全と住環境の改善に向け、トイレの水洗化を含む民間住宅のリフォーム支援を行う。
- ④ 空き家等の所有者からの相談体制の充実や関係する内部部署間の連携体制の強化を図り、空き家等の所在及び状態の実態把握と所有者の特定を進めるとともに、空き家等対策計画の方針に基づく各種対策を推進する。あわせて、環境・景観の保全及び未利用地の発生防止・解消に向け、所有者に対する適正管理や利活用に関する啓発を行うとともに、必要に応じて改善・除却等の指導・勧告を実施し、空き家及び空き地の有効活用を含めた総合的な対策の推進に努める。
- ⑤ 空き家の適正管理や利活用を推進するため、空き家バンクの利用促進及びリフォーム費用に対する支援を行う。

カ 交通安全及び防犯

- ① 交通量の増加が見込まれる国道・県道について、交通安全施設の整備充実を関係機関に要請していく。
- ② 町道において、区画線やカーブミラー、赤色交通安全灯の設置・修繕など、交通安全施設の整備充実を図る。
- ③ 関係機関・団体との連携のもと、防犯にかかわる行事や広報・啓発活動の充実等を通じて、町民の防犯意識の高揚に努めるとともに、地域ぐるみの各種防犯、地域安全活動を促進する。
- ④ 夜間における防犯環境の向上に向け、地域におけるLED防犯灯の新設・更新に対する支援を行う。

キ 公園及び緑化

- ① 安全性の確保と利用しやすい環境づくりに向け、老朽化の状況等に応じ、既存公園施設・設備の点検・修繕等を計画的に推進する。
- ② 子育て支援施策等と連動し、町内外の子育て世帯が集まって遊ぶことができる公園等の整備について検討する。
- ③ 公共施設において植樹や花の植栽を計画的に推進するとともに、町民の自主的な緑化運動、花いっぱい運動を促進し、町ぐるみの緑化運動を展開する。

ク 公共施設

過疎地域持続的発展特別事業として、廃止された公共施設等については、耐用年数の経過に伴い老朽化が著しいことから、周辺環境や安全性に配慮しつつ、計画的に解体及び撤去を行うとともに、跡地の有効利用を検討する。

(適切な配慮が求められている規定)

法第32条(生活環境の整備)の規定について配慮することとする。

(対策の目標)

目標名	単位	令和6年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)	備考
汚水衛生処理率	%	80.0	86.0	
消防団の充足率	%	75.4	83.3	

(3) 計画

事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	水道施設 (上水道)	美須々・淋代地区 統合事業	東北町	取水ポンプ場築造工事
	下水処理施設 (公共下水道)	公共下水道整備事業	東北町	下水道設置工事 舗装復旧工事
	廃棄物処理施設 (ごみ処理施設)	中部上北最終処分場 建設事業 (第3期)	東北町 中部上北広 域事業組合	最終処分場建設 埋立地工事
		中部上北最終処分場 重機整備事業	東北町 中部上北広 域事業組合	重機整備
		中部上北清掃センター 設備更新整備事業	東北町 中部上北広 域事業組合	施設設備更新工事 基幹整備工事
		中部上北清掃センター 基幹整備事業	東北町 中部上北広 域事業組合	基幹整備工事
	廃棄物処理施設 (し尿処理施設)	中部上北衛生センター 設備更新事業	東北町 中部上北広 域事業組合	施設設備更新工事
	消防施設	消防屯所更新事業	東北町	上北第1分団屯所整備 東北第5分団屯所整備
		消防車両整備事業	東北町 中部上北広 域事業組合	消防指令車整備 高規格救急車整備 救急車両付属設備整備
		消防資機材整備事業	東北町 中部上北広 域事業組合	消防資機材整備

	過疎地域持続的 発展特別事業 (生活)	空家リフォーム促進事業 (事業概要) 空家バンクに登録されている物件の取得によるリフォーム費用の補助。 (必要性) 空家の適正管理や利活用の促進を図るため必要である。 (事業効果) 空家対策に寄与し、生活環境の向上が図られる。	東北町	
		空き家除却促進事業 (事業概要) 長期間利用されていない状態にある空家の解体費用の補助。 (必要性) 空家所有者に対する適正管理を促すとともに、空き家の倒壊リスクの未然に防ぐため必要である。 (事業効果) 地域の安全性の向上及び景観の改善が図られる。	東北町	
	過疎地域持続的 発展特別事業 (環境)	栄団地排水処理施設解体事業 (事業概要) 栄団地の排水処理施設の解体及び撤去。 (必要性) 老朽化が著しいため、解体及び撤去による適正な処理を行う必要がある。 (事業効果) 公共施設等の適正な管理に寄与し、衛生的な住環境の確保が図られる。	東北町	
		中部上北最終処分場旧ポンプ室等解体事業 (事業概要) 中部上北最終処分場旧ポンプ室解体及び撤去。 (必要性) 老朽化が著しいため、解体及び撤去による適正な処理を行う必要がある。 (事業効果) 公共施設等の適正な管理に寄与し、利便性の向上が図られる。	東北町 中部上北広域事業組合	

	過疎地域持続的 発展特別事業 (危険施設撤去)	<p>公共施設等解体事業 (事業概要) 老朽化等により有効活用 が困難となった公共施設 等の解体及び撤去。 (必要性) 老朽化が著しいため、解 体及び撤去による適正な 処理を行う必要がある。 (事業効果) 公共施設等の適正な管理 に寄与し、地域の安心・ 安全、生活環境の確保及 び景観の改善が図られ る。</p>	東北町	<p>旧分庁舎解体 旧浅葉医院解体 浜台栈橋解体 上北第6分団屯所解体 その他、 公共施設等総合管理計 画、個別施設計画、基金 処分計画等に基づく施 設解体</p>
		<p>閉校学校解体事業 (事業概要) 閉校後、老朽化等により 有効活用が困難となった 旧小学校校舎等の解体及 び撤去。 (必要性) 老朽化が著しいため、解 体及び撤去による適正な 処理を行う必要がある。 (事業効果) 公共施設等の適正な管理 に寄与し、地域の安心・ 安全、生活環境の確保及 び景観の改善が図られ る。</p>	東北町	<p>旧第一小学校 旧小川原小学校 旧千曳小学校 その他、 公共施設等総合管理計 画、個別施設計画、基金 処分計画等に基づく施 設解体</p>

	<p>過疎地域持続的 発展特別事業 (防災・防犯)</p>	<p>地域防災計画改訂事業 (事業概要) 地域防災計画の改訂 (必要性) 国及び県の計画や指針などに合わせ、町の防災計画の見直しを行いながら、災害の規模や社会状況の変化等に応じながら、地域の実情に沿った対策等が求められ、実効生のある防災・減災対策を講じるため必要である。 (事業効果) 巨大地震による津波のみならず、風水害や複合災害などの見直しにより、地域の防災力の向上が図られる。</p>	<p>東北町</p>	
		<p>洪水・津波ハザード マップ策定事業 (事業概要) 洪水・津波ハザードマップの策定 (必要性) 地震や豪雨等による自然災害の発生に対して、リスク区域の把握や避難時の重要な情報として必要である。 (事業効果) リスク区域の事前把握により、災害時の円滑な避難が可能となり、防災・減災の一助となる。</p>	<p>東北町</p>	

	過疎地域持続的 発展特別事業 (その他)	公共施設等総合管理計画 策定事業 (事業概要) 公共施設等総合管理計画 策定 (必要性) 公共施設等の計画的な維 持管理や更新、老朽化対 策等を図るため必要であ る。 (事業効果) 公共施設等の老朽化や負 担経費等の状況把握によ り、今後を見据えた計画 的かつ効率的な施設の維 持管理等が図られる。	東北町	
		都市計画基礎調査事業 (事業内容) 都市計画法第6条に基づ く、都市計画基礎調査 (必要性) 都市計画の見直しやまち づくりに係る情報が必要 である。 (事業効果) 国勢調査結果等を用い、 都市計画の見直しや将来 的なまちづくりに係る情 報の明確性が図られる。	東北町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

東北町公共施設等総合管理計画において、本項目に関連する施設は、中長期的な視点のもと、町の現状や各施設の利用状況、将来人口の状況を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等を将来にわたり適切に行うため、公共施設等の総量及び行政サービス水準の適正化に取り組み、限られた財源の中で老朽化対策や施設等の更新を計画的に行い、様々な主体と連携し既存の公共施設等の有効活用と維持管理の適正化に取り組み、必要に応じて公共施設等の集約化や複合化を検討し、維持管理費用及び更新費用等の縮減を図るとともに、施設機能の維持・向上に努めることとしている。

本計画における考え方として、本項目に前述の現況と問題点、その対策及び計画は、東北町公共施設等総合管理計画の基本方針と整合性が取れている。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て支援

本町では、これまで、子育て支援に関する総合的な指針として、子ども・子育て支援事業計画を策定し、各種子育て支援サービスや保育サービスの充実、高校生までの医療費助成や子育て未来支援金の給付、保育料・副食費の負担軽減などの経済的支援の推進をはじめ、子育て家庭に寄り添った様々な取組を積極的に行っている。

しかし、本町においても少子化が加速するとともに、社会環境や家族形態の変化等により、子育て環境が大きく変化している。

このような中、本町では、子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て環境の充実したまちとしての特性をさらにのばし、子どもが一人でも多く生まれるよう、また、本町で子どもを生み育てたいと思う人が一人でも増えるよう、関係機関との連携を図り、多面的な子育て支援施策を一体的に推進し、若い世代が希望に応じて結婚、妊娠、出産、子育てができる環境づくりを進め、少子化対策に取り組む必要がある。

イ 高齢者福祉及び介護保険

本町では、これまで、高齢者支援に関する総合的な指針として、高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、生きがいづくりや生活支援の充実、介護保険事業の適正運営をはじめとする各種の高齢者支援施策を推進してきた。

しかし、今後、本町の高齢化はさらに加速することが予想されており、介護・支援を必要とする高齢者をはじめ、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が見込まれるとともに、生きがいづくりや社会参加に関するニーズの増大も予想され、高齢者支援全般のさらなる充実が求められている。

今後は、このような状況を踏まえ、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、すべての高齢者が健康で生きがいを持って暮らすとともに、要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムのさらなる充実に向けた具体的な取組を着実に推進していく必要がある。

ウ 障害者福祉

本町では、これまで、障がい者支援に関する総合的な指針として、障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を策定し、障がい者への理解促進をはじめ、障がい福祉サービスの充実や障がい者の就労・社会参加の促進をはじめとする各種の障がい者（児）支援施策を推進してきた。

しかし、近年、障がい者の高齢化が進むとともに、介護者の高齢化も進み、将来の生活に不安を抱いている家庭も少なくないほか、就労についても非常に厳しい状況にあり、障がい者支援全般のさらなる充実が求められている。

今後は、このような状況を踏まえ、障害者基本計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画に基づき、障がいの有無にかかわらず、町民一人ひとりが支え合いながら健康で幸せに暮らし続けることができるよう、障がい者の自立支援と総合的な生活支援を基本とした具体的な取組を着実に推進していく必要がある。

エ 地域福祉

本町では、これまで、地域福祉に関する総合的な指針として、地域福祉計画を策定し、地域ぐるみの福祉活動の促進に努めてきた。

このような中、本町では、社会福祉協議会が福祉ボランティア活動の促進や地域における

福祉体制づくり等を行い、地域福祉推進の中核的な役割を担っているほか、民生委員・児童委員や福祉ボランティア団体、関連事業所等が地域に密着した様々な活動を展開している。

しかし、今後、少子高齢化のさらなる進行等に伴い、生活課題はますます増大し、かつ複雑化・多様化することが予想され、特に、一人暮らしの高齢者・障がい者等の見守りや外出・買い物等の身近な生活支援の重要性が一層高まることを見込まれます。

今後は、このような状況を踏まえ、地域福祉計画に基づき、地域共生社会の実現に向けた具体的な取組を進めていく必要がある。

オ 健康づくり

本町では、これまで、健康づくりの総合的な指針として、健康増進計画や食育推進計画、自殺対策計画等を策定し、保健福祉センターを拠点として、各種の保健事業に取り組み、着実にその成果を上げてきた。

しかし、近年、糖尿病の有病者や予備群者の割合が増加傾向にあるほか、飲酒率や喫煙率が国・県に比べて高く、食生活をはじめとする日頃の生活習慣の改善が大きな課題となっている。また、安心して出産・育児ができる環境づくりや心の病の増加を踏まえた自殺予防の取組等も求められている。

今後は、健康増進計画「第3次あっぱれ東北21」・自殺対策計画「第2次東北町いのち支える自殺対策計画」に基づき、すべての町民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現、だれも自殺に追い込まれることのない東北町の実現に向け、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな保健サービスを提供していく必要がある。

(2) その対策

ア 子育て支援

- ① ひとり親及び高校生以下の子どもの医療費助成事業を継続することにより、子育て費用の負担軽減を図り、安心して子育てができる環境づくりに努める。
- ② 子どもの健やかな成長を支援するために、長期的な子育て世帯への経済的支援として、段階的な成長とともに支援金を給付する「子育て未来支援金事業」により、子の出生を促進し、安心して子育てできる環境を整える。
- ③ 子ども・子育て新制度により、施設がより一層特徴のある保育や教育を行えるよう、各施設に対し、従来の紙媒体のほか、ホームページ等の電子媒体を活用するなど、必要に応じた情報提供や支援等を行う。
- ④ 各種教室、イベント等を継続的に実施し、転入者や新たに母親になる方に対し、妊娠届出時や乳幼児健診等を活用して周知するなど、必要に応じた支援及び支援センターの充実を図る。
- ⑤ 多様な就労形態等に対応できるよう保育所や認定こども園の充実・拡充を図るとともに、短時間就労であっても就労時間帯によっては保育標準時間認定を行うなど、常に保護者のニーズ動向を把握しながら、病後児保育事業等、各種サービスの充実策を検討し、必要に応じて導入していく。未実施の地域子育て支援事業の実施についても、今後検討し、保護者のニーズに対応した教育・保育サービスの提供、質の向上を目指す。
- ⑥ 幼児教育・保育無償化対象外の0歳から2歳までの住民税課税世帯について、今後も子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、保育料の軽減を継続するなど各種施策を推進する。
- ⑦ 保育時間について、子育てを行う保護者の多様化する就労形態等に対応するため、必要に応じて保育時間の拡充を促進するなど各種施策を推進する。

イ 高齢者福祉及び介護保険

- ① 高齢者が趣味や特技・サークル活動等を通じて地域社会と交流できる場、これまでに得た技能や経験・知識を生かしたボランティア活動・就労活動を通じて地域や社会を構成する一員として社会貢献できる場の提供等の各種施策を講じ、健康寿命を延ばす取組を推進する。
- ② 高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、また、高齢者のフレイル（虚弱）状態を把握したうえで適切な医療サービス等につなげることにより、疾病予防・重症化予防の促進を目指す。また、要介護者等がその能力に応じ自立した日常生活を営むためにリハビリテーションに係るサービスを計画的に提供する取組を推進する。
- ③ 高齢者が自身の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、要介護状態等になることの予防、軽減・悪化防止といった介護保険制度の理念を堅持し、質が高く必要なサービスを提供するとともに、財源と人材をより重点的・効率的に活用する仕組みづくりを推進していく。こうした取組の推進により介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の構築へとつなげていく。
- ④ 高齢者世帯や認知症高齢者の増加に伴い、住み慣れた地域で安心して生きがいを持って生活を営むために、介護保険サービスに加え地域の実情に合った高齢者福祉サービスの充実が求められている。これらのことから、住まいの安定的な確保を前提とした地域支え合い事業や生活支援サービスの充実、公共施設等の環境整備、高齢者支援に関するネットワークの強化を推進する。
- ⑤ 必要となる介護人材の確保に向けて国や県等関係機関と連携し、処遇改善・多様な人材の活用促進、介護の仕事の魅力向上、職場環境の改善等に向けた施策を推進する。
- ⑥ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）等が中心となり、サービス提供者と利用者との「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民がともに支え合う地域づくりを推進する。

ウ 障害者福祉

- ① 障害者基本計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画に基づき、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できる社会の実現を目指し、関係機関との連携を図りながら、障がい者支援体制の充実に取り組む。
また、介護及び訓練等給付並びに地域生活支援事業を活用しながら、地域社会における共生を実現するため、地域における自発的な取組の支援、障がい者の就労、交流、社会参加の場の整備、拡充等を図る。
- ② 障がい者の高齢化の進行に対応するため、高齢者福祉施策との有機的な連携を強化し、医療・介護・福祉など関係分野との連携を図りながら、障害者福祉施策の総合的な充実を推進する。

エ 地域福祉

- ① 地域福祉計画に基づき、社会情勢や地域ニーズの変化を踏まえながら、地域の実情に即した地域福祉施策を総合的かつ計画的に推進する。
- ② 地域共生社会の実現に向け、地域住民一人ひとりが支え合い・助け合う意識の醸成を図るとともに、関係団体や地域組織との連携・協働を進め、地域全体で支え合う体制の充実に努める。

オ 健康づくり

- ① 住民が互いに助け合い健康でこころ豊かに暮らせる町を目指し、東北町健康増進計画「あっぱれ！！東北21」に基づき健康づくりを推進する。
- ② 各種健診・保健指導等の充実を図り、疾病の発症予防及び重症化予防、早世の減少と健康寿命の延伸を推進する。
- ③ 感染症対策、結核予防・予防接種、定期接種の推進を図るため、医療機関等との連携や協力体制の充実を推進する。

(適切な配慮が求められている規定)

法第18条第4項(高齢者の福祉の増進)、第33条(保育サービス等を受けるための住民負担の軽減)の規定について配慮することとする。

(対策の目標)

目標名	単位	令和6年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)	備考
医療費の負担軽減	—	乳幼児から 高校生まで	継続実施	
給食費の負担軽減	—	小・中学校	継続実施	
町民主体の介護予防事業 を実施している町内会数	町内会	8	10	
特定健康診査受診率	%	(R5) 男 42.6 (R5) 女 48.1	(R5) 男 60.0 (R5) 女 60.0	

(3) 計画

事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	児童福祉施設 (保育所)	就学前教育・保育施設 整備事業	社会福祉法人 上北拓心会	第二保育園改築 工事
	市町村保健センター 及びこども家庭セン ター	保健福祉センター改修 事業	東北町	東北町保健福祉 センター改修 工事 上北保健福祉 センター改修 工事

	過疎地域持続的発展 特別事業 (児童福祉)	子ども医療費給付事業 (事業概要) 子育て世帯の経済的な負担軽減として、乳児から高校生までの医療費の自己負担分の助成。 (必要性) 子育て世帯の経済的な負担軽減による子育て環境の充実を図る必要がある。 (事業効果) 少子化対策に寄与し、子育て世帯への経済的支援により、子育て環境の充実が図られる。	東北町	
		子育て未来支援金事業 (事業内容) 子育て世帯の経済的支援として、第2子以降の出生時、小学校入学時、中学校入学時における支援金の給付。 (必要性) 子どもの健やかな成長にあわせた段階的な支援による子育て環境の充実を図る必要がある。 (事業効果) 少子化対策に寄与し、子どもの成長にあわせた段階的な支援により、第2子以降の出生を後押しし、長期的な子育てに係る負担軽減が図られる。	東北町	
		3歳未満児保育料負担軽減事業 (事業概要) 3歳未満児の保育料の負担軽減。 (必要性) 子育て世帯の経済的な負担軽減による子育て環境の充実を図る必要がある。 (事業効果) 少子化対策に寄与し、子育て世帯への経済的支援により、子育て環境の充実が図られる。	東北町	

		<p>副食費負担軽減事業 (事業概要) 3歳～5歳児の副食費の無償化。 (必要性) 子育て世帯の経済的な負担軽減による子育て環境の充実を図る必要がある。 (事業効果) 少子化対策に寄与し、子育て世帯への経済的支援により、子育て環境の充実が図られる。</p>	東北町	
		<p>地域こども計画策定事業 (事業概要) 地域こども計画の策定 (必要性) 国の法令や方針等に基づき、現行計画を見直し、町の実情等に応じた子育て施策を総合的・計画的に進めるため必要である。 (事業効果) 子育て支援に係る総合的な方向性を示す重要な計画であり、計画的・効果的に子どもを産み育てやすい環境づくりに向けた取組を行うことが可能となる。</p>	東北町	
	<p>過疎地域持続的発展特別事業 (高齢者・障害者福祉)</p>	<p>障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定事業 (事業概要) 障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定。 (必要性) 国の法令や方針等に基づき、現行計画の見直しを行い、町の実情に応じた障害福祉の一体的な施策を進めるため必要である。 (事業効果) 障害福祉に係る総合的な方向性を示す重要な計画であり、計画的・効果的な支援を行うことが可能となる。</p>	東北町	

	過疎地域持続的発展 特別事業 (その他)	地域福祉計画策定事業 (事業概要) 地域福祉計画の策定。 (必要性) 国の法令や方針等に基づき、現行計画の見直しを行い、町の実情に応じた地域福祉分野の総合的な施策を進めるため必要である。 (事業効果) 地域福祉の推進に寄与し、様々な分野に対して計画的・効果的な取り組みによる地域共生・協働が図られ、地域力向上の一助となる。	東北町	
--	----------------------------	---	-----	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

東北町公共施設等総合管理計画において、本項目に関連する施設は、中長期的な視点のもと、町の現状や各施設の利用状況、将来人口の状況を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等を将来にわたり適切に行うため、公共施設等の総量及び行政サービス水準の適正化に取り組み、限られた財源の中で老朽化対策や施設等の更新を計画的に行い、様々な主体と連携し既存の公共施設等の有効活用と維持管理の適正化に取り組み、必要に応じて公共施設等の集約化や複合化を検討し、維持管理費用及び更新費用等の縮減を図るとともに、施設機能の維持・向上に努めることとしている。

本計画における考え方として、本項目に前述の現況と問題点、その対策及び計画は、東北町公共施設等総合管理計画の基本方針と整合性が取れている。

7 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町の医療体制については、町内に病院1施設、診療所4施設、歯科診療所5施設が立地しているほか、七戸町には中部上北広域事業組合により運営されている公立七戸病院があり、地域の中核的な医療機関として重要な役割を担っている。

今後は、高齢化の進行に伴い医療ニーズの高度化・専門化が進むことが見込まれるとともに、人々の移住・定住を促進するためにも、安心して医療を受けられる環境の確保が重要となる。

このため、町内医療機関との連携をはじめ、近隣自治体や関係医療機関との広域的な連携を強化し、医療機関相互の協力体制の充実を図るとともに、医師等の確保や医療従事者の体制強化に努める。

併せて、地域医療ニーズに対応した医療施設や設備の整備充実を進め、医師不足への対応を図りながら、地域医療体制の維持・充実に努めていく必要がある。

(2) その対策

- ① 町内の医療機関や公立七戸病院をはじめとする近隣医療機関との連携を強化し、広域的な医療提供体制の充実を図るとともに、医療機関相互の協力体制の確立に努める。
- ② 医師不足への対応を図るため、関係自治体や医療機関、関係団体と連携しながら医師等の確保及び医療従事者の体制強化に努め、安定した地域医療体制の維持に取り組む。
- ③ 高齢化の進行や地域の医療ニーズの変化に対応するため、医療機関における医療施設や医療機器等の整備充実を促進し、質の高い医療サービスの提供体制の確保に努める。
- ④ 交通弱者や高齢者が安心して医療を受けられる環境を確保するため、地域公共交通や関係機関との連携を図りながら、地域の実情に応じた医療受診体制の充実を推進する。

(適切な配慮が求められている規定)

法第20条第8項(医療の確保)の規定について配慮することとする。

(対策の目標)

目標名	単位	令和6年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)	備考
平均寿命	歳	(R2) 男 78.7 (R2) 女 86.3	男 青森県平均以上 女 国平均以上	

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	過疎地域持続的 発展特別事業 (その他)	医師確保対策事業 (事業内容) 県内自治体と連携し、弘前大学医学部専攻者が、将来、弘前大学医学部又は県内の自治体医療機関に医師として勤務する者に対する修学資金の支援。 (必要性) 青森県の10万人あたり医療施設従事医師数が低水準であることから、県内の医師の充足を図るため必要である。 (事業効果) 修学機会の確保及び医師の充足が図られる。	青森県国民健康 保険団体連合会	医師就学資金 支援事業に係 る負担金

8 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 幼児教育

本町には、認定こども園が5園あり、すべての認定こども園において、教育部門（1号認定）を実施している。

少子化の進行により幼児人口の減少が続いており、今後も利用児童数の減少が見込まれている。

このため、既存施設の利用実態を踏まえた利用定員の適正化を図るとともに、教育・保育内容の充実や職員の資質向上、施設間の連携強化等により、幼児教育の質的向上を図るとともに、多様なニーズに対応しながら、地域の実情に即した持続可能な幼児教育の提供体制を構築していくことが必要である。

イ 学校教育

本町では、これまで、学校施設及び設備の整備や適正配置を計画的に進めるとともに、社会状況の変化に対応した教育内容・学習環境の充実を積極的に進めてきた。

また、国際社会に対応できる人材の育成に向けた英語教育や国際交流の推進、よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進等に力を入れ、着実にその成果を上げてきた。

しかし、今後、少子化の進行、デジタル化・グローバル化の一層の進展をはじめ、社会環境はさらに大きく変化することが予想され、こうした社会の中で、多様な人々と協働し、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手になるような子どもたちを育成していくことが求められている。

このため、子どもたちが安全・安心・快適に学ぶことができるよう、新しい時代を見据えた教育環境づくりに向け、学校施設の改修を含めた施設整備の検討、ICT環境整備・機能強化や拡充を進めるとともに、「生きる力」の育成に向けた教育内容の一層の充実、地域とのさらなる連携強化など、総合的な教育環境の向上を進めていく必要がある。

ウ 社会教育及びスポーツ

本町では、公民館をはじめとする学習関連施設において、町民の学習ニーズに即した各種の講座・教室の開設や関連事業の実施、東北町テレビを活用した社会教育番組の放送や学習情報の提供、青少年の健全育成に関する事業の推進、読書環境の充実、社会教育団体の支援等を行っている。

また、スポーツ団体の活動支援をはじめ、スポーツ施設の充実、各種スポーツ大会の誘致・開催など多様な取組によるスポーツ振興を図っている。

このような中、社会環境の変化に伴い、ますます多様化・高度化する学習ニーズへの対応が課題となっているほか、一定の講座・教室への参加者の偏り、全体的な参加者の減少、社会教育を取り巻く環境の変化、社会教育関連施設の老朽化といった状況もみられ、その対応が求められている。

スポーツ分野においても、少子化等によるスポーツ活動への参加者の減少が進んでいるほか、日常生活においてスポーツを行う機会の減少が指摘され、スポーツを取り巻く環境も変化しており、スポーツ関連施設の老朽化といった状況もみられ、その対応が求められている。

今後は、各世代のニーズ等を踏まえ、様々な学習や講座、教室等の特色あるプログラムの提供をはじめ、町民の読書活動を促進する環境づくりを行うとともに、公民館や集会施設、図書館などの関連施設の老朽化対策等による整備や機能の充実を図り、総合的な社会教育の環境づくりを進めていく必要がある。

加えて、各種スポーツ団体等の活動支援、各種スポーツ大会やスポーツ教室を充実させ、

総合運動公園などのスポーツ施設の老朽化対策等による整備や機能充実を図り、すべての町民が日常的にスポーツに親しめる環境づくりと、スポーツの盛んな町としての地域特性を生かした魅力あるまちづくりを進めていく必要がある。

(2) その対策

ア 幼児教育

- ① 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育の重要性を踏まえ、架け橋期にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮したうえですべての子どもに学びや生活の基盤を育むことを目指していく。
- ② 少子化の進行を踏まえ、既存の保育・教育資源を有効に活用しながら、幼児教育の安定的な提供体制の確保に努める。
- ③ 認定こども園・小学校・中学校との連携を強化するとともに、地域や関係機関との協力体制の充実を図り、子どもたちが安心して成長できる教育・保育環境の整備を進める。

イ 学校教育

- ① 安全・安心・快適な教育環境づくりに向け、老朽化した学校施設の改修等を計画的に進め、長寿命化を推進する。
- ② デジタル機器の計画的な更新をはじめ、教育内容の充実に対応した設備や教材・教具等の整備を図る。
- ③ ICT活用教育アドバイザー事業などをはじめとした事業を活用し、人材の確保及び育成を推進する。
- ④ スクールバスによる通学支援等を継続するとともに、更なる利便性・効率性の向上に向けた検討を行う。また、必要に応じて、経年したスクールバス等の計画的な整備・更新を行い、通学支援の充実を図る。
- ⑤ 高等学校、その他学校の通学支援については、関係機関と連携を図りながら、路線の維持等の必要な支援を行う。
- ⑥ 学校教育に関する保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費や修学旅行費など各種の経済的支援を行う。
- ⑦ 国際社会に貢献できる人材の育成に向け、ALTの活用等により、英語教育や国際理解教育の充実を図るとともに、国際交流を推進する。
- ⑧ 心の問題への対応に対し、教育相談員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用による専門的な相談・指導の充実を努める。
- ⑨ 教職員の指導力の向上に向け、研修・研究活動を支援するとともに、教職員の負担軽減に向け、デジタル技術の活用による授業及び業務効率の向上を図る。

ウ 社会教育及びスポーツ

- ① 町民の安全性・利便性の向上等を見据え、公民館や図書館、コミュニティセンター、学習等供用センター等の社会教育関連施設の整備・改修を計画的に進め、施設機能の充実を図る。
- ② 各世代のニーズを把握し、特色ある学習や講座、教室、関連事業の充実を図るとともに、広報紙やホームページ、SNS、東北町テレビ等の様々な情報媒体を活用し、学習等に関する情報発信を行う。
- ③ 各地域における学習及び地域住民の地域づくりへの参画を促進するため、地域単位での自主的な学習活動等を支援・促進する。
- ④ 町民が安全かつ快適にスポーツやレクリエーション活動に取り組むことができる環

境づくりを進めるため、南・北総合運動公園をはじめとする既存のスポーツ施設について、老朽化の状況や利用状況等を踏まえながら、計画的な改修や設備更新を推進し、施設機能の維持・充実を図る。

- ⑤ 町民の自主的なスポーツ活動の活発化に向け、スポーツ団体等の活動支援に努めるとともに、各種スポーツ大会やスポーツ教室、各種行事等の充実を図り、参加促進に努める。
- ⑥ 各地域におけるスポーツ活動の活発化に向け、地域単位でのスポーツ推進体制の充実を支援する。

(適切な配慮が求められている規定)

法第 34 条(教育の充実)の規定について配慮することとする。

(対策の目標)

目標名	単位	令和 6 年度 (実績値)	令和 7 年度 (目標値)	備考
学力向上と特別な支援を必要とする児童・生徒への学校教育支援員配置率	%	100.0	100.0	

(3) 計画

事業計画 (令和 8 年度～12 年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	学校教育関連施設 (スクールバス・ボート)	スクールバス更新事業	東北町	中型バス 大型バス マイクロバス コンピューターバス
	集会施設、 体育施設等 (公民館)	中央公民館改修事業	東北町	中央公民館
	集会施設、 体育施設等 (集会施設)	町民文化センター 改修事業	東北町	町民文化センター
	集会施設、 体育施設等 (体育施設)	北総合運動公園トレーニングセンター 改修事業	東北町	体育館 プール
		南総合運動公園 改修事業	東北町	ドーム

	過疎地域持続的 発展特別事業 (義務教育)	ICT支援員派遣事業 (事業内容) 小・中学校におけるICTの円滑利用に向けたICT支援員の派遣。 (必要性) 文部科学省のGIGAスクール構想に基づき、ICT活用が進むなか、活用に関する専門的なサポートスタッフとしてICT支援員の派遣が求められている。 (事業効果) ICTの円滑利用による効果的な学習指導が可能となり、教育環境の向上が図られる。	東北町	
	過疎地域持続的 発展特別事業 (その他)	修学旅行費助成事業 (事業内容) 小学生・中学生・高校生の修学旅行費用の助成。 (必要性) 子育て世帯の経済的な負担軽減による子育て環境の充実と公平な教育機会の提供を図る必要がある。 (事業効果) 子育て世帯への経済的支援により、子育て環境の充実が図られるとともに、学びの機会均等が図られる。	東北町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

東北町公共施設等総合管理計画において、本項目に関連する施設は、中長期的な視点のもと、町の現状や各施設の利用状況、将来人口の状況を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等を将来にわたり適切に行うため、公共施設等の総量及び行政サービス水準の適正化に取り組み、限られた財源の中で老朽化対策や施設等の更新を計画的に行い、様々な主体と連携し既存の公共施設等の有効活用と維持管理の適正化に取り組み、必要に応じて公共施設等の集約化や複合化を検討し、維持管理費用及び更新費用等の縮減を図るとともに、施設機能の維持・向上に努めることとしている。

本計画における考え方として、本項目に前述の現況と問題点、その対策及び計画は、東北町公共施設等総合管理計画の基本方針と整合性が取れている。

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町の集落は、上北地区と東北地区の2つの地区に分かれて形成されており、上北地区には大小25集落、東北地区には大小80集落が存在しており、集落ごとに町内会が組織され、自主的な活動が展開されているほか、地域住民と町職員が協働して地域ミニ計画を策定するなど、地域の活性化や独自の地域づくりに向けた様々な取組が行われている。

2つの地区内には、それぞれ都市計画区域を有しており、基幹集落と周辺集落を結ぶアクセス道路は、おおむね整備が進んでおり、各集落内の道路整備も進み利便性の向上が図られてはいるが、地域ミニ計画等を通じた要望は、地域内の道路の補修や拡幅、維持管理の充実などが寄せられており、今後は地域の実情や特性を踏まえた計画的な維持管理と整備が求められている。

本町においても、少子高齢化・人口減少の急速な進行等を背景に、地域コミュニティの弱体化が進みつつあるほか、限界集落の発生も懸念され、生活、産業、文化などの多面的な集落機能の維持が困難となり、農林水産業における生産活動や日常生活における相互扶助など、地域の支え合い機能が低下していることから、将来にわたる地域コミュニティ機能の維持・強化が大きな課題となっている。

今後、活力あるまちづくりを進めていくためには、各地域の活力を向上させることが必要になることから、町民の自治意識の高揚や地域活性化に向けた活動に対する支援をはじめ、コミュニティ施設の老朽化対策による修繕・改修や整備を進めるとともに、基幹集落と周辺集落の連携強化による集落ネットワークの形成を図るほか、集落支援員や地域おこし協力隊など外部人材の活用を含め、持続可能な地域コミュニティの形成に向けた取組を積極的に進めていく必要がある。

(2) その対策

- ① 自主的な地域コミュニティ活動の活性化に向け、関係機関と連携し、助成事業の活用を図るほか、地域づくり運営組織の活動支援に努める。
- ② 限界集落の発生への対応も含め、将来にわたって持続可能な地域コミュニティの形成を図るため、地域ミニ計画に基づき、ハード・ソフトの両面からの地域環境の整備を推進する。
- ③ 集落内の生活関連道路等について、地域の特性や今後の見通しを踏まえながら、利便性を考慮した整備を図るとともに、冬期間における除雪体制を維持し交通確保に努める。
- ④ 町民バスをはじめとした公共交通について、さらに利便性・効率性を向上させるため、関係機関と連携し、維持及び拡充に努める。また、デマンドタクシー等の導入について検討し、必要に応じた施策を推進する。
- ⑤ 学習等供用センターや集会所等の地域コミュニティ施設の計画的な修繕・改修等を進め、利便性の向上を図る。
- ⑥ 集落支援員や地域おこし協力隊などの人材を活用し、地域づくりなどへの取組を図る。
- ⑦ 限界集落を孤立させないための集落ネットワーク圏の再編について検討していく。

(対策の目標)

目標名	単位	令和6年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)	備考
町道舗装率	%	61.5	63.0	

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	その他	地域ミニ計画推進事業 ※各地域から要望があった 道路・側溝等の整備事業	東北町	地域ミニ計画に掲載 された整備事業等

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

東北町公共施設等総合管理計画において、本項目に関連する施設は、中長期的な視点のもと、町の現状や各施設の利用状況、将来人口の状況を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等を将来にわたり適切に行うため、公共施設等の総量及び行政サービス水準の適正化に取り組み、限られた財源の中で老朽化対策や施設等の更新を計画的に行い、様々な主体と連携し既存の公共施設等の有効活用と維持管理の適正化に取り組み、必要に応じて公共施設等の集約化や複合化を検討し、維持管理費用及び更新費用等の縮減を図るとともに、施設機能の維持・向上に努めることとしている。

本計画における考え方として、本項目に前述の現況と問題点、その対策及び計画は、東北町公共施設等総合管理計画の基本方針と整合性が取れている。

10 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町では、文化協会加盟の文化団体が中心となって、公民館等を利用して様々な文化芸術活動が行われている。

町では、これらの文化団体の活動を支援しているほか、「生き生き産業文化まつり」をはじめとする多様な文化行事の開催、文化功労者等の表彰などを行い、文化芸術の振興に努めている。

しかし、近年、少子化等に伴い、文化芸術活動への参加者の減少や固定化といった状況もみられ、今後は、幅広い年代の町民が気軽に文化芸術にふれ、楽しみ、活動できる環境づくりを一層進めていくことが必要である。

また、文化財は長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産であり、人々の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、地域の歴史や文化を内外に発信するうえで重要な役割を担っている。

本町は、県下有数の埋蔵文化財登録数を誇るほか、県有形民俗文化財「舟ヶ沢の丸木舟」や県無形民俗文化財「沼崎念佛鶏舞」、東北地方の古代史を物語る「日本中央の碑」、モミの木等の天然記念物をはじめとする有形・無形の貴重な文化財が残されている。

本町では、これらの文化財の保護・保存を進めているほか、歴史民俗資料館及び日本中央の碑保存館において展示・公開し、歴史伝承に努めている。

今後とも、文化財の適切な調査や保存・活用、展示等に努め、町内外の人々が本町の歴史や文化に親しめる場と機会の充実を進めていく必要がある。

(2) その対策

- ① 指定文化財の適正な保存に努めるとともに、その他の文化財や天然記念物、埋蔵文化財についても発掘・調査を推進し、適時的に重要な対象物の指定による保存・活用に努める。
- ② 郷土芸能などの無形文化財についても、保存団体の育成・支援を行い、保存・伝承に努める。
- ③ 歴史民俗資料館及び日本中央の碑保存館について、適正な維持管理、展示の充実、学校教育への活用等を進めるとともに、今後の運営方法等を総合的に検討し、必要に応じて集約化等を行っていく。
- ④ 町民の自主的な文化芸術活動の活発化に向け、文化協会及びその加盟の文化団体の活動支援に努めるとともに、多様化する町民ニーズに対応できるよう、文化芸術に関する指導者の確保と活動支援に努める。
- ⑤ 文化芸術の発表機会と鑑賞機会の充実に向け、文化協会と連携を図り、多様な文化行事の開催、発表会の開催、文化作品の展示等を行う。

(適切な配慮が求められている規定)

法第 35 条(地域文化の振興等)の規定について配慮することとする。

(対策の目標)

目標名	単位	令和6年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)	備考
町の指定文化財数	点	19	現状維持	
歴史民俗資料館入館者数	人	1,465	1,480	

(3) 計画

事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	過疎地域持続的 発展特別事業 (地域文化振興)	郷土芸能保存会支援事業 (事業内容) 地域の郷土芸能団体を支援する ため補助金を交付する。 (必要性) 郷土芸能を共有することにより 地域住民の繋がりを強くするた め、地域の郷土芸能を後世に伝 承する必要がある。 (事業効果) 地域の郷土芸能団体の存続及び 地域文化の振興を図る。	東北町	

11 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本町では、地球温暖化対策として、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、町の事務事業で発生する温室効果ガスの排出削減に努めてきた。また、町（区域）全体における温室効果ガスの排出削減に向けた指針として地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を令和7年度に策定するとともに、令和8年3月6日に「東北町ゼロカーボンシティ」を宣言し、再生可能エネルギーの導入促進や森林資源の適正管理などをさらに進め、脱炭素化に向けた取組を推進することとした。

地球温暖化の影響は、基幹産業である農林水産業にも大きく関係し、町民の生活環境にも影響することから、地球温暖化対策実行計画に基づき、一般家庭に対する再生可能エネルギーの発電設備の導入支援や森林資源の適切な管理など、できることから積み重ね、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進していく必要がある。

(2) その対策

- ① 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）等に基づき、公共施設の更新時等の太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備の設置、照明のLED化、公用車への低公害車の導入等を進める。
- ② 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、町民・事業者の省エネ行動の促進や一般住宅における太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備の設置支援をはじめ、町全体での取組を促進する。
- ③ 官民連携により、風力・温泉熱など地域における自然エネルギーの導入や利活用を検討し、緑の大地と小川原湖に代表される豊かな自然を誇る町として、脱炭素・循環・自然共生等を基本とする持続可能な社会の形成に向けた取組を総合的・計画的に推進する。

(適切な配慮が求められている規定)

法第36条(再生可能エネルギーの利用の推進)の規定について配慮することとする。

(対策の目標)

目標名	単位	令和6年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)	備考
庁舎における温室効果ガス排出量	t	(R5) 3,731	現状より減少	
東北町の温室効果ガス排出量(正味排出量)	t	(R4) 98,654	78,542	

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
再生可能エネルギーの 利用の推進	過疎地域持続的 発展特別事業 (再生可能エネ ルギー利用)	再生可能エネルギー 設備導入支援事業 (事業内容) 再生可能エネルギー発 電設備等の導入費用に 対する支援補助。 (必要性) 再生可能エネルギーの 利用促進のため必要で ある。 (事業効果) 再生可能エネルギー発 電設備等の導入によ り、温室効果ガス排出 量の削減が図られる。	東北町	

12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 自然環境の保全及び再生

本町は、八甲田連峰の裾野に広がる緑豊かな町であるとともに、県下最大の面積を持つ小川原湖や数多くの河川を有し、うるおいのある水辺空間にも恵まれ、緑と水の豊かな自然が息づいている。

本町では、これまで、これらの自然保護はもとより、清掃活動をはじめとする町民の環境美化運動の促進、小川原湖の水質浄化対策や航空機騒音の防止対策の推進、環境保全に関する広報・啓発活動や学校における環境教育の推進など、環境保全にかかわる各種の施策を推進してきた。

しかし、今後は過疎地域における人口による限界集落の発生や集落の担い手が減少することにより、これまで自然環境の保全及び再生に貢献してきた地域住民が減少し、田畑の不耕作地の増加や自然環境の管理が行き届かないことが懸念されている。

イ 土地利用及び市街地整備

本町は、県下町村で4番目に広い町で、大部分が山々から続く丘陵地と台地となっており、森林・原野と農用地が総面積の約70%を占めている。

また、青い森鉄道上北町駅・乙供駅周辺を中心に、総面積の約40%にあたる12,947haが都市計画区域に指定されており、このうちの366haに用途地域指定がされている。用途地域の内訳をみると、住居系用途が最も多く270ha、次いで工業系用途が64ha、商業系用途が32haとなっている。

本町では、これまで、国土利用計画や都市計画マスタープランに基づき、計画的な土地利用や市街地づくりを進めてきた。

しかし、社会環境の変化に伴い、農用地が減少傾向にあり、基幹産業である農業の振興に向け、整備された優良農地の保全と有効活用が必要となっているほか、人々の環境・エネルギーへの意識が一層高まり、豊かな自然や森林資源の保全が求められている。一方では、人口減少の進行等に伴い、市街地の空洞化や商店街の衰退、未利用地の増加などの問題が深刻化する中、魅力ある市街地づくりなど、町全体の持続的発展を見据えた積極的な土地利用を検討していくことも重要な課題となっている。

このため、今後は、第2次国土利用計画や都市計画マスタープラン等に基づき、土地利用関連計画の見直しや総合調整を行うとともに、町民の合意形成を進めながら、将来を十分に見据えた計画的な土地利用・市街地整備を推進していく必要がある。

ウ 国際化及び多様性

本町では、小川原湖交流センター「宝湖館」を拠点とした外国人との交流活動や学校教育における台湾台北市立天母国民中学との国際交流のほか、台湾台北市士林区との友好交流の覚書を締結するなど、国際交流の推進に取り組んできた。

また、三沢米軍基地に近い地理的特性から町内に居住する外国人が増加傾向にあるほか、農業分野における特定技能外国人やインバウンドなど、本町を訪れる外国人も増加している。

このため、外国人との交流機会の充実を図るとともに、国際交流を契機とした特産品の販路拡大による地域活性化、多文化共生のまちづくりを推進していくことが求められ、加えて人口減少や少子高齢化の進行に伴い、地域課題は複雑化・多様化しており、課題解決に向けて多様な主体との連携が重要となっている。

本町では、台湾台北市士林区との友好交流及び国立弘前大学や青森中央学院大学、青森中央短期大学との包括連携をはじめ、民間企業等との交流・連携を進めており、地域活性化や

町民サービスの向上、関係人口の拡大につなげるため、今後も効果的な連携の推進が求められている。

さらに、人権教育・啓発や人権相談、男女共同参画の推進などに取り組んでいるが、依然として偏見や固定的な役割意識などの課題が残っている。

このため、人権尊重や男女共同参画の推進を含め、多様性を認め合う社会の実現に向けた意識啓発と取組の充実が求められている。

エ まちづくり活動

地方行財政をめぐる環境が大きく変化する中、これからの地方自治体には、限られた人的資源や財源を有効に活用し、自らの未来を自ら考え、自ら実行していく力、いわば「自立力」を強めることが求められており、魅力と活力ある地域をつくり、将来にわたって持続させていくためには、住民の参画と協働が必要不可欠である。

今後、行政ニーズはさらに多様化していくことが予想され、少子高齢化や人口減少に伴う税収確保の困難さに加え、社会保障関係経費の増大や公共施設等の老朽化対策費用の増加など、行財政運営は一層厳しさを増していくことが見込まれる。

このような状況の中にあっても、これまでの行政サービスを維持しながら将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくためには、行財政運営のあり方を点検・評価し、効率的で効果的な行政運営に向けた改革を継続していく必要がある。

そのため、広報紙やホームページ、SNS、東北町テレビなどを活用し、様々な行政情報の積極的な提供と情報共有を進めるとともに、住民の声を幅広く反映する仕組みを充実させることが求められている。

今後のまちづくり及び持続的発展に向け、公共施設等の適正管理やふるさと納税の有効活用による財源の確保や財政負担の軽減を図り、地域活性化起業人制度や地域おこし協力隊制度の活用など外部人材との連携による取組を推進し、多様な分野における参画・協働体制の構築を進め、「町民力」を生かした町民主導のまちづくりと、町民と行政が協働するまちづくりを推進していくことが必要である。

オ 基金積立

本町において、今後、行政需要の増加に伴い、町民生活に密着した様々な行政サービスの提供が必要となり、将来、その対策に要する費用の増加が予測されることから、「Ⅲ 持続的発展のために実施すべき施策に関する事項」にある1から12までの持続的発展施策に係る過疎地域持続的発展特別事業を実施するために、財源の確保等が必要となっている。

(2) その対策

ア 自然環境の保全及び再生

- ① 事業所における騒音・悪臭・振動や一般家庭等における野焼き等の環境問題について、関係機関と連携し、適切な調査や指導等を行い未然防止に努める。
- ② 騒音等について、関係機関と連携し防音対策を進めるとともに、原子燃料サイクル施設について、隣接自治体として、環境への管理体制の強化を図る。
- ③ 美しく快適な居住環境づくりに向け、地域住民によるごみ拾い・清掃などの環境美化活動を促進する。

イ 土地利用及び市街地整備

- ① 将来を見据えた土地利用・市街地整備の方向性を十分に検討・協議し、国土利用計画等に基づき、都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画、森林整備計画の見直し

や総合調整を行う。

- ② 土地利用関連法・関連計画等についての周知に努めるとともに、これらに基づく規制・誘導に努め、適正な土地利用への誘導を図る。
- ③ 関係機関と連携し、自然に恵まれた農地、山林の保全に努めるとともに、町民との協働のもと、魅力ある市街地の形成について検討・研究し、その実現に向けた取組を段階的に進める。

ウ 国際化及び多様性

- ① 国際感覚あふれる人材の育成や国際化に対応したまちづくりを進展させ、国際交流の取組を推進する。
- ② 台湾台北市士林区との友好交流を進展させ、トップセールを通じた町の魅力発信を行い、特産品等の販路拡大やインバウンドの増加による地域活性化を図る。
- ③ 外国人が住みやすく訪れやすい環境づくりに向け、庁舎窓口や観光関連施設における外国人への対応の充実に努めるほか、多言語による町政情報・生活情報の提供や外国語併記の案内板の設置などの対応を検討する。
- ④ 地域活性化や町民サービスの向上、関係人口の拡大に向け、大学や民間企業などをはじめとする多様な主体との交流・連携を推進する。
- ⑤ 町民の人権に関する悩みの解消に向け、人権擁護委員や関係機関と連携し、人権相談を実施する。
- ⑥ 男女共同参画プランに基づき、ジェンダー平等に向けた啓発・教育を推進するとともに、ダイバーシティの考え方の浸透に向けた啓発・教育を推進する。

エ まちづくり活動

- ① 町民の参画・協働意識の醸成、実践活動の促進に向け、様々な情報媒体を活用し、参画・協働の重要性や実際の協働事例等に関する啓発活動・情報提供を推進する。
- ② まちの幅広い情報について、広報紙をはじめ、ホームページやSNS、東北町テレビ等による広報機能の充実に努めるとともに、まちづくりへの意見募集やまちづくりミーティング（ミニ座談会）等による広聴機能の充実に努めるほか、デジタル技術等を活用した新たな広聴機能の導入について検討・推進する。
- ③ 町民団体や有志の会、町内会等が行う、地域づくりや地域活性化、地域課題の解決につながる自主的な取組にかかる費用の助成を行う。
- ④ 文化行事やイベントの企画・開催への町民や町民団体の参画・協働を促進する。
- ⑤ 各審議会等の開催やアンケート調査の実施、パブリックコメントの実施等を通じ、町の各種計画の策定・実施・評価・見直しへの町民や町民団体の参画・協働を促進する。
- ⑥ まちづくりに関する計画等の策定を行い、まちづくりに関する情報を町民と町が共有し、一体となってまちづくりを推進する。
- ⑦ ふるさと納税や企業版ふるさと納税を活用し、地域の活性化と関係人口の拡大を図るため、寄附件数の増加に向けた取組を進める。
- ⑧ 限られた財源を効率的に活用するため、歳出経費全般について徹底的な見直しによる節減・合理化を図るとともに、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、公共施設等の統廃合や除却、老朽化対策など総合的・計画的な管理を推進する。
- ⑨ 地域活性化起業人制度や地域おこし協力隊制度の活用によるまちづくり活動を推進する。
- ⑩ 定住のために必要な生活機能の確保と地域活性化を図るため、上十三・十和田湖広域定住自立圏における広域的な連携事業を推進するとともに、効率的かつ持続可能な行財

政運営を推進するため、中部上北広域事業組合による事業運営の効率化に向けた取組を進め、広域連携による行政サービスの向上を図る。

オ 基金積立

本町において、人口減少の抑制や地域活性化、持続可能なまちづくりに向けた取組を推進するため、東北町過疎地域持続的発展特別事業基金の積立てを行うとともに、過疎地域持続的発展特別事業に要する経費に充当し、当該基金の計画的な運用及び効果的かつ適正な活用を図る。

(適切な配慮が求められている規定)

法第 37 条(自然環境の保全及び再生)の規定について配慮することとする。

(対策の目標)

目標名	単位	令和 6 年度 (実績値)	令和 12 年度 (目標値)	備考
民間・各種機関との連携協定 団体数	団体	29	現状より増加	
地域づくり運営組織数	組織	2	8	
S N S の登録者数	人	2,978	6,000	

(3) 計画

事業計画 (令和 8 年度～12 年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 2 その他地域の 持続的発展に関 し必要な事項	過疎地域持続的 発展特別事業 (基金積立)	過疎地域持続的発展 特別事業基金造成 (事業内容) 過疎地域持続的発展特別 事業の実施に向けた基金 造成。 (必要性) 過疎地域持続的発展特別 事業について、計画的か つ有効的に実施するた め、活用可能な財源を確 保する必要がある。 (事業効果) 計画的かつ有効的な事業 実施が見込まれ、中長期 的な視点でのまちづくり が可能となる。また、事 業実施に係る有効的な財 源として、安定した財政 運営が図られる。	東北町	

	過疎地域持続的 発展特別事業 (その他)	<p>第3次東北町総合振興計画後期基本計画策定事業 (事業概要) 第3次東北町総合振興計画後期基本計画の策定 (必要性) まちづくりを計画的かつ具体的に進めるにあたり、その方針を明らかにする必要がある。 (事業効果) 町の持続可能な発展に向けて将来像を共有し、住民・地域・行政が一体となって様々な分野にわたる事務事業を計画的に推進していくことが可能となる。</p>	東北町	
		<p>地域づくり支援事業 (事業概要) 地域づくり活動を行う団体等への補助。 (必要性) 地域コミュニティの維持と地域課題に対して自助・共助による解決を図るため必要である。 (事業効果) 身近な地域課題に対して、主体的な取組や活動が行われ、地域コミュニティの継続性が高められ、地域の活性化が図られる。</p>	東北町	

IV 過疎地域持続的発展特別事業

1 過疎地域持続的発展特別事業（再掲）

(1) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人 材育成	過疎地域持続的 発展特別事業 (移住・定住)	移住・結婚支援連携事業 (事業概要) 移住・結婚支援イベント等の広域 連携事業。 (必要性) 人口減少の抑制と地域活性化を 推進するため必要である。 (効果) 人口減少の抑制に寄与し、移住・ 定住による地域コミュニティの 維持・形成及び地域の活性化が図 られる。	上十三・ 十和田湖 広域定住 自立圏 東北町	(将来に及ぼす効果) 移住相談や結婚機会 の創出等について、 広域的な取組によ り、広域的な連携の 進展及び移住・定住 の促進が図られ、地 域の持続的な発展に 資する。
		移住支援金事業 (事業概要) 青森県との共同事業で、要件を満 たす移住者に対する支援事業。 (必要性) 人口減少の抑制と地域活性化を 推進するため必要である。 (事業効果) 人口減少の抑制に寄与し、移住・ 定住による地域コミュニティの 維持・形成及び地域の活性化が図 られる。	青森県 東北町	(将来に及ぼす効果) 人口減少の抑制とと もに、移住・定住によ る地域コミュニティ の維持・形成及び地 域の活性化が図ら れ、地域の持続的な 発展に資する。
		移住・定住促進新築住宅取得支援 事業 (事業概要) 町内に住宅を居住目的として新 築又は購入等した費用に対する 支援事業。 (必要性) 人口減少の抑制と地域活性化を 推進するため必要である。 (事業効果) 人口減少の抑制に寄与し、移住・ 定住による地域コミュニティの 維持・形成及び地域の活性化が図 られる。	東北町	(将来に及ぼす効果) 人口減少の抑制とと もに、移住・定住によ る地域コミュニティ の維持・形成及び地 域の活性化が図ら れ、地域の持続的な 発展に資する。

	過疎地域持続的 発展特別事業 (人材育成)	地域活性化推進事業(地域おこし 協力隊) (事業概要) 地域おこし協力隊の活用による、 地域資源の掘り起しや地域活性 化に向けた活動の推進事業。 (必要性) 町の魅力発信及び地域活性化に 向けて必要である。 (事業効果) 外部人材の活用により、地域の担 い手の確保と関係人口の創出に よる地域活性化が図られる。	東北町	(将来に及ぼす効果) 外部人材の活用によ り、地域の担い手の 確保と関係人口の創 出が図られるととも に、首都圏等からの 移住者による新たな 視点に基づく地域の 活性化が図られ、地 域の持続的な発展に 資する。
2 産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 (第1次産業)	獣医師確保対策事業 (事業内容) 獣医師を確保するため、町内の獣 医師や獣医師を目指す学生を対 象とした支援事業。 (必要性) 家畜防疫・産業動物診療を維持す る必要がある。 (事業効果) 獣医師を地域に定着させ畜産業 の振興が図られる。	東北町	(将来に及ぼす効果) 獣医師の確保によ り、家畜防疫・産業動 物診療体制が維持さ れ、畜産業の振興と 地域経済の安定及び 活性化が図られ、地 域の持続的な発展に 資する。
	過疎地域持続的 発展特別事業 (その他)	小川原湖レークハウス解体事業 (事業概要) 老朽化等により有効活用が困難 となった小川原湖レークハウスの 解体及び撤去。 (必要性) 老朽化が著しいため、解体及び撤 去による適正な処理を行う必要 がある。 (事業効果) 公共施設等の適正な管理に寄与 し、地域の安心・安全が生活環境 の確保及び景観の改善が図られ る。	東北町	(将来に及ぼす効果) 老朽化等により有効 活用が困難となった 小川原湖レークハウ スの解体等を進め、 維持管理費の削減、 周辺環境への安全が 確保されるととも に、跡地の再利用が 可能となり、地域の 生活環境の向上及び 地域活性化が図ら れ、地域の持続的な 発展に資する。
4 交通施設の整 備、交通手段の確 保	過疎地域持続的 発展特別事業 (公共交通)	地域公共交通計画策定事業 (事業概要) 地域公共交通計画策定 (必要性) まちの公共交通の方向性を定め、 町民の交通手段を確保するため 必要である。 (事業効果) 広域的な見通しのもと、交通手段 の確保が図られる。	東北町	(将来に及ぼす効果) 持続可能な交通体系 の構築により、広域 的・多面的な連携が 図られるほか、地域 の交通手段の確保及 び地域の活性化が図 られ、地域の持続的 な発展に資する。

	過疎地域持続的 発展特別事業 (交通施設維持)	橋梁定期点検及び長寿命化 修繕計画策定事業 (事業概要) 橋梁定期点検及び長寿命化修繕 計画策定 (必要性) 橋梁等の定期点検による安全確 認や長寿命化を図るため必要で ある。 (事業効果) 橋梁等の適正な管理や長寿命化 に寄与し、地域住民の安全・安心 な暮らしを確保する。	東北町	(将来に及ぼす効果) 橋梁等の計画的な定 期点検や長寿命化対 策により、地域の交 通安全の確保及び生 活環境の充実が図ら れ、地域の持続的な 発展に資する。
5 生活環境の整備	過疎地域持続的 発展特別事業 (生活)	空家リフォーム促進事業 (事業概要) 空家バンクに登録されている物 件の取得によるリフォーム費用 の補助。 (必要性) 空家の適正管理や利活用の促進 を図るため必要である。 (事業効果) 空家対策に寄与し、生活環境の向 上が図られる。	東北町	(将来に及ぼす効果) 空家の適正管理や利 活用の促進により、 放置空家の増加や景 観悪化の抑制に寄与 し、地域の生活環境 の向上及び移住・定 住の促進が図られ、 地域の持続的な発展 に資する。
		空き家除却促進事業 (事業概要) 長期間利用されていない状態に ある空家の解体費用の補助。 (必要性) 空家所有者に対する適正管理を 促すとともに、空家の倒壊リスク の未然に防ぐため必要である。 (事業効果) 地域の安全性の向上及び景観の 改善が図られる。	東北町	(将来に及ぼす効果) 放置空家の増加や景 観悪化の抑制に寄与 し、地域の安全性の 向上及び景観の改善 が図られ、地域の持 続的な発展に資す る。
	過疎地域持続的 発展特別事業 (環境)	栄団地排水処理施設解体事業 (事業概要) 栄団地の排水処理施設の解体及 び撤去。 (必要性) 老朽化が著しいため、解体及び撤 去による適正な処理を行う必要 がある。 (事業効果) 公共施設等の適正な管理に寄与 し、衛生的な住環境の確保が図ら れる。	東北町	(将来に及ぼす効果) 公共施設等の解体に より、維持管理費の 削減、施設の適正管 理、周辺環境への安 全が確保され、地域 の生活環境の向上が 図られ、地域の持続 的な発展に資する。

		<p>中部上北最終処分場 旧ポンプ室等解体事業 (事業概要) 中部上北最終処分場旧ポンプ室 解体及び撤去。 (必要性) 老朽化が著しいため、解体及び撤 去による適正な処理を行う必要 がある。 (事業効果) 公共施設等の適正な管理に寄与 し、利便性の向上が図られる。</p>	東北町	<p>(将来に及ぼす効果) 老朽化施設・設備等 の解体等により、維 持管理費の削減、施 設の適正な安全管 理、周辺環境への安 全が確保され、地域 の生活環境の向上が 図られ、地域の持続 的な発展に資する。</p>
	<p>過疎地域持続的 発展特別事業 (危険施設撤去)</p>	<p>公共施設等解体事業 (事業概要) 老朽化等により有効活用が困難 となった公共施設等の解体及び 撤去。 (必要性) 老朽化が著しいため、解体及び撤 去による適正な処理を行う必要 がある。 (事業効果) 公共施設等の適正な管理に寄与 し、地域の安心・安全、生活環境 の確保及び景観の改善が図られ る。</p>	東北町	<p>(将来に及ぼす効果) 老朽化施設等の計画 的な解体等により、 倒壊等のリスク低 減、維持管理費の削 減、周辺環境への安 全が確保され、地域 の生活環境の向上が 図られ、地域の持続 的な発展に資する。</p>
		<p>閉校学校解体事業 (事業概要) 閉校後、老朽化等により有効活用 が困難となった旧小学校校舎等 の解体及び撤去。 (必要性) 老朽化が著しいため、解体及び撤 去による適正な処理を行う必要 がある。 (事業効果) 公共施設等の適正な管理に寄与 し、地域の安心・安全、生活環境 の確保及び景観の改善が図られ る。</p>	東北町	<p>(将来に及ぼす効果) 老朽化した旧小学校 校舎等の計画的な解 体等により、倒壊等 のリスク低減、維持 管理費の削減、周辺 環境への安全が確保 されるとともに、跡 地の再利用が可能と なり、地域の生活環 境の向上及び地域活 性化が図られ、地域 の持続的な発展に資 する。</p>

過疎地域持続的 発展特別事業 (防災・防犯)	地域防災計画改訂事業 (事業概要) 地域防災計画の改訂 (必要性) 国及び県の計画や指針などに合わせ、町の防災計画の見直しを行いながら、災害の規模や社会状況の変化等に応じながら、地域の実情に沿った対策等が求められ、実効生のある防災・減災対策を講じるため必要である。 (事業効果) 巨大地震による津波のみならず、風水害や複合災害などの見直しにより、地域の防災力の向上が図られる。	東北町	(将来に及ぼす効果) 地域防災計画の改訂により、最新のリスクや町の現況を反映させることが可能になるうえ、実効性の防災・減災対策のもと、地域の防災力の向上が図られ、地域の持続的な発展に資する。
	洪水・津波ハザードマップ策定事業 (事業概要) 洪水・津波ハザードマップの策定 (必要性) 地震や豪雨等による自然災害の発生に対して、リスク区域の把握や避難時の重要な情報として必要である。 (事業効果) リスク区域の事前把握により、災害時の円滑な避難が可能となり、防災・減災の一助となる。	東北町	(将来に及ぼす効果) 洪水・津波ハザードマップ策定により、最新のリスクや町の現況を反映させ、住民の避難行動の質を高めるとともに、災害対応の迅速化と被害の低減に寄与し、地域の防災力の向上が図られ、地域の持続的な発展に資する。
	過疎地域持続的 発展特別事業 (その他)	公共施設等総合管理計画策定事業 (事業概要) 公共施設等総合管理計画策定 (必要性) 公共施設等の計画的な維持管理や更新、老朽化対策等を図るため必要である。 (事業効果) 公共施設等の老朽化や負担経費等の状況把握により、今後を見据えた計画的かつ効率的な施設の維持管理等が図られる。	東北町

		<p>都市計画基礎調査事業 (事業内容) 都市計画法第6条に基づく、都市計画基礎調査 (必要性) 都市計画の見直しやまちづくりに係る情報が必要である。 (事業効果) 国勢調査結果等を用い、都市計画の見直しや将来的なまちづくりに係る情報の明確化が図られる。</p>	東北町	(将来に及ぼす効果) 都市計画基礎調査により、都市計画の見直しや将来的なまちづくりに係る情報の明確化が図られ、地域の持続的な発展に資する。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	<p>子ども医療費給付事業 (事業概要) 子育て世帯の経済的な負担軽減として、乳児から高校生までの医療費の自己負担分の助成。 (必要性) 子育て世帯の経済的な負担軽減による子育て環境の充実を図る必要がある。 (事業効果) 少子化対策に寄与し、子育て世帯への経済的支援により、子育て環境の充実が図られる。</p>	東北町	(将来に及ぼす効果) 移住・定住の促進や人口減少の抑制、少子化対策として、子育て世帯の経済的な負担軽減により、安心した子育て環境の充実が図られ、地域の持続的な発展に資する。
		<p>子育て未来支援金事業 (事業内容) 子育て世帯の経済的支援として、第2子以降の出生時、小学校入学時、中学校入学時における支援金の給付。 (必要性) 子どもの健やかな成長にあわせた段階的な支援による子育て環境の充実を図る必要がある。 (事業効果) 少子化対策に寄与し、子どもの成長にあわせた段階的な支援により、第2子以降の出生を後押しし、長期的な子育てに係る負担軽減が図られる。</p>	東北町	(将来に及ぼす効果) 少子化対策に寄与し、子どもの成長にあわせた段階的な支援により、第2子以降の出生を後押しし、長期的な子育てに係る負担軽減が図られ、地域の持続的な発展に資する。
		<p>3歳未満児保育料負担軽減事業 (事業概要) 3歳未満児の保育料の負担軽減。 (必要性) 子育て世帯の経済的な負担軽減による子育て環境の充実を図る必要がある。 (事業効果) 少子化対策に寄与し、子育て世帯への経済的支援により、子育て環境の充実が図られる。</p>	東北町	(将来に及ぼす効果) 移住・定住の促進や人口減少の抑制、少子化対策として、子育て世帯の経済的な負担軽減により、安心した子育て環境の充実が図られ、地域の持続的な発展に資する。

		<p>副食費負担軽減事業 (事業概要) 3歳～5歳児の副食費の無償化。 (必要性) 子育て世帯の経済的な負担軽減による子育て環境の充実を図る必要がある。 (事業効果) 少子化対策に寄与し、子育て世帯への経済的支援により、子育て環境の充実が図られる。</p>	東北町	(将来に及ぼす効果) 移住・定住の促進や人口減少の抑制、少子化対策として、子育て世帯の経済的な負担軽減により、安心した子育て環境の充実が図られ、地域の持続的な発展に資する。
		<p>地域こども計画策定事業 (事業概要) 地域こども計画の策定 (必要性) 国の法令や方針等に基づき、現行計画を見直し、町の実情等に 応じた子育て施策を総合的・計画的に進めるため必要である。 (事業効果) 子育て支援に係る総合的な方向性を示す重要な計画であり、計画的・効果的に子どもを産み育てやすい環境づくりに向けた取組を行うことが可能となる。</p>	東北町	(将来に及ぼす効果) 計画的・効果的に子どもを産み育てやすい環境づくりに向けた多面的な取組が可能となり、子育て環境の充実が図られ、地域の持続的な発展に資する。
	過疎地域持続的 発展特別事業 (高齢者・ 障害者福祉)	<p>障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定事業 (事業概要) 障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定。 (必要性) 国の法令や方針等に基づき、現行計画の見直しを行い、町の実情に応じた障害福祉の一体的な施策を進めるため必要である。 (事業効果) 障害福祉に係る総合的な方向性を示す重要な計画であり、計画的・効果的な支援を行うことが可能となる。</p>	東北町	(将来に及ぼす効果) 障害福祉サービスの提供や生活支援など、共生社会実現に向けた計画的・効果的な取組が可能となり、包括的な支援体制のもと障害福祉の向上が図られ、地域の持続的な発展に資する。
	過疎地域持続的 発展特別事業 (その他)	<p>地域福祉計画策定事業 (事業概要) 地域福祉計画の策定。 (必要性) 国の法令や方針等に基づき、現行計画の見直しを行い、町の実情に応じた地域福祉分野の総合的な施策を進めるため必要である。 (事業効果) 地域福祉の推進に寄与し、様々な分野に対して計画的・効果的な取組による地域共生・協働が図られ、地域力向上の一助となる。</p>	東北町	(将来に及ぼす効果) 地域の支えあいや権利擁護など多様なニーズに対する柔軟な対応が可能となり、地域共生社会の形成による生活の質の向上が図られ、地域の持続的な発展に資する。

7 医療の確保	過疎地域持続的 発展特別事業 (その他)	<p>医師確保対策事業 (事業内容) 県内自治体と連携し、弘前大学医学部専攻者が、将来、弘前大学医学部又は県内の自治体医療機関に医師として勤務する者に対する修学資金の支援。</p> <p>(必要性) 青森県の10万人あたり医療施設従事医師数が低水準であることから、県内の医師の充足を図るため必要である。</p> <p>(事業効果) 修学機会の確保及び医師の充足が図られる。</p>	東北町	(将来に及ぼす効果) 医師確保により、地域の医療提供体制の維持及び町内医療機関の連携による医療の確保のもと、人口減少の抑制や移住・定住の促進につながり、地域活力の向上が図られ、地域の持続的な発展に資する。
8 教育の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 (義務教育)	<p>I C T支援員派遣事業 (事業内容) 小・中学校におけるI C Tの円滑利用に向けたI C T支援員の派遣。</p> <p>(必要性) 文部科学省のG I G Aスクール構想に基づき、I C T活用が進むなか、活用に関する専門的なサポートスタッフとしてI C T支援員の派遣が求められている。</p> <p>(事業効果) I C Tの円滑利用による効果的な学習指導が可能となり、教育環境の向上が図られる。</p>	東北町	(将来に及ぼす効果) 教育分野におけるデジタル人材支援により、I C Tの円滑利用による効果的な学習指導が可能となり、教育環境の向上が図られるとともに、将来の貴重な地域人材の育成につながり、地域の持続的な発展に資する。
	過疎地域持続的 発展特別事業 (その他)	<p>修学旅行費助成事業 (事業内容) 小学生・中学生・高校生の修学旅行費用の助成。</p> <p>(必要性) 子育て世帯の経済的な負担軽減による子育て環境の充実と公平な教育機会の提供を図る必要がある。</p> <p>(事業効果) 子育て世帯への経済的支援により、子育て環境の充実が図られるとともに、学びの機会均等が図られる。</p>	東北町	(将来に及ぼす効果) 子育て世帯への経済的な負担軽減、すべての子どもが等しく学びを享受することが可能となり、子育て環境及び教育環境の充実が図られるとともに、人口減少の抑制や移住・定住の促進、地域活力の向上につながり、地域の持続的な発展に資する。

10 地域文化の振興等	過疎地域持続的発展特別事業 (地域文化振興)	郷土芸能保存会支援事業 (事業内容) 地域の郷土芸能団体を支援するため補助金を交付する。 (必要性) 郷土芸能を共有することにより地域住民の繋がりを強くするため、地域の郷土芸能を後世に伝承する必要がある。 (事業効果) 地域の郷土芸能団体の存続及び地域文化の振興を図る。	東北町	(将来に及ぼす効果) 文化の振興及び継承、地域コミュニティ等の維持が図られるとともに、後継者の育成に寄与し、地域の賑わいによる地域活力の向上が図られ、地域の持続的な発展に資する。
11 再生可能エネルギーの利用の推進	過疎地域持続的発展特別事業 (再生可能エネルギー利用)	再生可能エネルギー設備導入支援事業 (事業内容) 再生可能エネルギー発電設備等の導入費用に対する支援補助。 (必要性) 再生可能エネルギーの利用促進のため必要である。 (事業効果) 再生可能エネルギー発電設備等の導入により、温室効果ガス排出量の削減が図られる。	東北町	(将来に及ぼす効果) 温室効果ガス排出量の削減に寄与し、設備導入への負担軽減及び再生可能エネルギーの利用が促進されるほか、防災力の向上にもつながり、地域活力の向上が図られ、地域の持続的な発展に資する。
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業 (基金積立)	過疎地域持続的発展特別事業基金造成 (事業内容) 過疎地域持続的発展特別事業の実施に向けた基金造成。 (必要性) 過疎地域持続的発展特別事業について、計画的かつ有効的に実施するため、活用可能な財源を確保する必要がある。 (事業効果) 基金造成により、計画的かつ有効的な事業実施が見込まれ、中長期的な視点でのまちづくりが可能となる。また、事業実施に係る有効的な財源として、安定した財政運営が図られる。	東北町	(将来に及ぼす効果) 多面的な事業実施に活用が見込まれ、安定した財政運営と中長期的な視点でのまちづくりが可能になるほか、様々な分野の課題解決による地域振興が図られ、地域の持続的な発展に資する。

	過疎地域持続的 発展特別事業 (その他)	<p>第3次東北町総合振興計画 後期基本計画策定事業 (事業概要) 第3次東北町総合振興計画後期 基本計画の策定 (必要性) まちづくりを計画的かつ具体的 に進めるにあたり、その方針を 明らかにする必要があるため。 (事業効果) 町の持続可能な発展に向けて将 来像を共有し、住民・地域・行 政が一体となって様々な分野に わたる事務事業を計画的に推進 していくことが可能となる。</p>	東北町	<p>(将来に及ぼす効果) 町の将来像と政策の 方向性が明確とな り、人口減少や少子 高齢化を含めた様々 な課題に対する施策 を計画的・効果的に 講じることが可能と なり、効率的な行政 運営が図られるほ か、あらゆる分野の 振興が図られ、地域 の持続的な発展に資 する。</p>
		<p>地域づくり支援事業 (事業概要) 地域づくり活動を行う団体等へ の補助。 (必要性) 地域コミュニティの維持と地域 課題に対して自助・共助による 解決を図るため必要である。 (事業効果) 身近な地域課題に対して、主体 的な取組や活動が行われ、地域 コミュニティの継続性が高めら れ、地域の活性化が図られる。</p>	東北町	<p>(将来に及ぼす効果) 地域コミュニティの 維持と地域の課題解 決に対してじ自助・ 共助による迅速な対 応が可能となり、地 域の活性化や共助力 の向上が図られ、地 域の持続的な発展に 資する。</p>